

火災共済

ご契約のしおり (規約・細則)



- この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものです。ご契約にあたり、必ずお読みくださいますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、火災共済契約承諾書とともに大切に保管され、共済金請求等の際にご活用ください。

(火災・災害共済は、火災共済の販売呼称です。)



目次

第1章 火災共済事業について

第1 保障の内容等

- 1 共済期間 1
- 2 共済掛金 1
- 3 共済金 1
- 4 契約できる最高限度口数 2

第2 契約の対象(共済目的)

- 1 契約の対象とすることができる建物と動産 3
- 2 契約の対象とならない建物と動産 3
- 3 契約の対象とすることができる件数 5

第3 契約

- 1 契約の仕組み 5
- 2 契約限度口数及び共済契約金額 6
- 3 契約の成立及び効力 6
- 4 共済契約の更新 7
- 5 通知義務 7
- 6 無効 7
- 7 解約、解除、取消し及び消滅 7
- 8 解約、解除、取消し及び消滅に係る掛金等の取扱い 7
- 9 資格喪失時の契約 8
- 10 承継 8

第4 共済金の支払

- 1 支払対象となる損害 8
- 2 第三者行為による損害 8
- 3 支払対象とならない損害 8
- 4 損害鑑定人による調査 9
- 5 共済金の支払期限 9
- 6 共済金の算出方法 9
- 7 臨時費用の支払 11
- 8 共済金の内払 11
- 9 重複契約の場合の共済金支払 11
- 10 大規模災害等発生時の共済金の支払 12
- 11 複数回の風水害等及び地震等により損害を受けた場合の共済金の支払 12
- 12 時効 12

第5 質権の設定等

第6 長期生命共済積立期間への加入

- 1 契約の概要 12
- 2 共済掛金の払込み及び効力 12
- 3 共済金の支払 12

第2章 現職組合員の各種手続等(即応予備自衛官を含む)

第1 契約関連手続等

- 1 契約者及び契約申込書等の授受 13
- 2 掛金の払込み及び契約の自動更新等(即応予備自衛官を除く。) 13
- 3 掛金の払込み及び契約の自動更新等(即応予備自衛官) 13
- 4 契約の変更 14
- 5 解約 14
- 6 脱退 14

第2 割戻金の処置

- 1 剰余金の割戻し14
- 2 割戻金の振替要領14
- 3 割戻金等のお知らせ15

第3 共済金請求手続

- 1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受15
- 2 請求に際して提出する書類15
- 3 災害死亡等共済金の請求手続16

第4 契約申込書の記入要領17

第3章 退職・遺族組合員の各種手続等

第1 契約関連手続

- 1 利用のための要件21
- 2 退職・遺族組合員への加入及び契約の申込み等21
- 3 契約変更及び掛金払込み22
- 4 契約の自動更新22
- 5 掛金未納による契約の失効22
- 6 解約23
- 7 脱退23

第2 割戻金の処置

- 1 利用分量割戻金23
- 2 割戻金等のお知らせ23

第3 共済金請求手続

- 1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受23
- 2 請求に際して提出する書類23

第4 退職・遺族組合員の契約申込書記入要領25

第4章 借家人賠償責任特約

第1 特約制度の概要

- 1 借家人賠償責任特約とは29
- 2 保障内容29

第2 契約関連手続

- 1 契約要件29
- 2 借家人賠償責任特約共済契約金額及び共済掛金29
- 3 共済期間29
- 4 借家人賠償責任共済金の範囲30
- 5 借家人賠償責任共済金を支払わない場合30
- 6 借家人賠償責任特約共済金の請求権30
- 7 借家人賠償責任特約の先取特権30
- 8 借家人賠償責任特約の消滅30

第3 割戻金の処置

- 1 利用分量割戻金31
- 2 割戻金等のお知らせ31

第4 借家人賠償責任特約の請求要領

- 1 請求時の留意事項31
- 2 請求手続の流れ32
- 3 請求手続に必要な書類34
 - ・別表「契約限度口数早見表」35
 - ・火災共済事業規約36
 - ・火災共済事業細則52

第1章 火災共済事業について

第1 保障の内容等

共済契約期間	1口年掛金額	共済契約金額
1年	400円	共済契約1口当たり50万円
6か月以内※	200円	

※下半期(1月～6月)に効力が生ずる契約の場合

共済金の最高限度額等					
		火災等	風水害等	地震等	年掛金額
建物	80口	4,000万円	2,000万円	800万円	32,000円
動産	40口	2,000万円	1,000万円	400万円	16,000円
合計	120口	6,000万円	3,000万円	1,200万円	48,000円

1 共済期間

共済期間は、事業年度初日(7月1日午前零時)から末日(翌年6月30日午後12時)までの1年間です。事業年度開始後(7月1日以降)に効力が生ずる共済契約の共済期間は、その効力が生じた日から、当該効力の生じた日の属する事業年度の末日(6月30日午後12時)までとなります。

2 共済掛金

共済掛金(以下「掛金」という。)は、1口あたり年額400円です。ただし、1月～6月の間に効力が生じる共済契約(以下「契約」という。)の場合は、1口あたり200円となります。

3 共済金 「第4 共済金の支払」(8～12頁)参照

火災や落雷等による損害に対して支払われる火災共済金と、台風や降ひょう等による損害に対して支払われる災害共済金及び地震、津波等による損害に対して支払われる地震共済金があります。

(1) 火災共済金・・・1口最高50万円

1万円以上の損害を次の事故で受けた場合は、火災共済金の支払対象となります。

- ① 火災(自火)^(※1)
- ② 類焼、消防破壊、消防冠水等
- ③ 落雷による破壊損害又は火災損害及び異常電流の作用で生じた損害^(※2)
- ④ 破裂又は爆発による損害^(※3)
- ⑤ 航空機の墜落、接触又は航空機からの落下物による損害^(※4)
- ⑥ 車両の衝突、車両からの積載物の落下による損害
- ⑦ 上層階に居住する他人の住居からの溢水による水漏れ損害^(※5)

※1 燃焼機器、暖房機器や電気機器等の加熱等によって生じた当該機器等の損害を除きます。また、地震、噴火若しくはこれらによる津波に起因した火災は地震共済金での保障となります。

※2 落雷とは、雲と地上との間で発生する対地放電です。請求書類受領後に組合から落雷調査専門会社に調査依頼を行い罹災物件から半径2km以内に落雷の調査結果が確認された場合には審査の対象となります。

※3 凍結による水道管等の破裂・爆発による損害は災害共済金の対象となります。

※4 航空法に規定されている有人の航空機を対象とし無人航空機(ドローン等を含む)は含まれません。また落下物が発見されている場合が対象となります。

※5 住居内における不慮の人為的な事故による場合とし、施設・設備の老朽化等が原因の場合は対象外です。上層階に居住する者からの損害賠償にて損害額が満たされなかった場合、差額が対象となります。

(2) 災害共済金・・・最高支払率50% (損害の程度に応じた支払率により算定)

※ 支払率とは、共済金算定のため、共済契約金額に損害の程度に応じてあらかじめ定められた率を乗ずるための数値をいう(「第4 共済金の支払」「6 共済金の算出方法」の風水害等及び地震等の各表に記載する支払率参照)。

ア 10万円以上の損害を次の風水害等その他これらに類する自然災害で受けた場合は、災害共済金の支払対象となります。

- ① 台風、突風、旋風

- ② 暴風雨、豪雨、長雨
- ③ 降ひょう、雪崩、降雪
- ④ 土砂崩れ、地割れ、地滑り、断層
- ⑤ 高潮、高波、洪水
- ⑥ 凍結による水道管等の破裂又は爆発による事故(水道管等に破裂箇所が確認できたものに限り、また、破損した水道管等は対象外です。)

イ ただし、住宅の欠陥及び老朽化による損害並びにそれらに伴う雨もり等(当該風水害等を直接の原因とした住宅外部の壊れ、亀裂、傾斜、変形及びずれに起因しない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害をいう。)による損害は含みません。(第4 3支払対象とならない損害を参照)

支払の対象とならない事例(一例)

- 1 建物外部の損傷が原因ではなく、防水機能の劣化、排水口(管)の詰まり、浸水原因が不明な「雨漏り」、雪による「すが漏れ」、凍害は支払の対象外です。なお、「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって解けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。
- 2 窓や戸が開いた状態における雨・風の「吹き込み損害」、玄関ドア、すべりだし窓等を開けたことにより風に煽られて受けた損害は支払の対象外です。
- 3 床下浸水に遭った場合でも建物自体に損害がない場合は支払の対象外です。
- 4 窓ガラス等の熱割れは支払の対象外です。また、水道管等のピンホールは支払の対象外です。
- 5 太陽光パネルの「ホットスポット」現象による発電量の低下は支払の対象外です。なお、「ホットスポット」とは、木や電柱等の影、鳥の糞、木の葉の付着などの外的要因、あるいは経年劣化によるパネル内部不良などの内的要因により、太陽光パネルが局所的に電気抵抗が高まることにより発熱して高温になる現象をいいます。

(3) 地震共済金…最高支払率20%(損害の程度に応じた支払率により算定)

10万円以上の損害を次の地震等で受けた場合は、地震共済金の支払対象となります。

○地震、噴火若しくはこれらによる津波又はこれらによる火災^(※)、土砂崩れ、地割れ、地滑り、地盤沈下、埋没、流失その他これらに類するもの

※ 地震、噴火若しくはこれらによる津波(本号において「火災原因」という。)による火災とは

- ① 火災原因の衝撃による衝撃摩擦火花等を直接の原因とした火災
- ② 火災原因発生後の電気配線のショート、漏電又は停電後の再通電を原因とした火災
- ③ 火災原因発生後のガス、油等の漏出を原因とした火災(破裂、爆発を含む。)
- ④ 火災原因発生後の物体の衝突又は接触を原因とした火災
- ⑤ 火災原因発生後の自然発火を原因とした火災
- ⑥ 火災原因発生後の停電により使用できなくなった電気機器又は電気設備の代替手段(ろうそく等)の使用を原因とした火災
- ⑦ 共済目的外における前各号に掲げる火災に伴う類焼、消防に必要な処分
- ⑧ その他組合が特に認めた火災

4 契約できる最高限度口数

対象	最高限度口数	備考
建物	80口	・「建物」は、構造区分に応じた延床面積によって契約限度口数が決まります。(別表「契約限度口数早見表」(35頁)参照) ※契約限度口数を超えた契約は無効となりますので、延床面積を正確に申込む必要があります。
動産	40口	・「動産」の最低限度は5口です。(ただし、営内者が現に居住する隊舎に保有する動産及び借家人賠償特約を付帯する動産を除きます。)また、営内者が現に居住する隊舎に保有する動産については5口を限度(上限)に加入できます。
計	120口	

第2 契約の対象(共済目的)

1 契約の対象とすることができる建物と動産

(1) 建物(住宅)

共済契約者(以下「契約者」という。)又は配偶者等が所有し、かつ現に居住している建物(世帯が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の建物)が契約の対象となります。

配偶者等とは、配偶者及び2親等までの直系親族をいい、次の方をいいます。

- ① 配偶者
- ② 契約者及び配偶者の父母又は祖父母
- ③ 子供及び孫とその配偶者

また、現に居住している建物は契約者又は配偶者等一人につき一物件までとなります。(空家、別荘、セカンドハウス等は契約の対象とすることができません。)

(2) 動産(動産とは家具、衣類その他日常生活を営んでいくために必要な物資)

契約者又は配偶者等が所有し、かつ現に居住している建物に収納される動産が契約の対象となります。

(例) 両親所有の実家の建物及びそこにある両親の動産

※ 建物のみ又は動産のみの契約もできます。

(3) 契約の対象についての注意点

ア 借家人賠償責任特約をご希望の方は第4章を参照してください。

イ 建物の基礎^(※)は契約の対象となります。

※ 建物の基礎とは建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えるための地盤に定着する鉄筋コンクリート造部分をいいます。

ウ 畳、建具その他の建物の従物及び電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに類する建物の付属設備は契約の対象になります。

エ 建物と同一の敷地内にある物置、車庫その他の附属建物は、延床面積66㎡未満の場合は契約の対象になりますが、延床面積には含まれません。ただし、建物と一体となった物置、車庫等は延床面積に含まれます(登記簿等の面積をご確認ください。)。また、敷地の舗装部分は契約の対象となりません。

① 物置とは動産の収容を目的としたものでセメント等で柱の基礎工事がなされ、屋根及び四方を壁で囲まれたもの。スチール製簡易物置を含みます。なお、物置は動産が収容されているものに限り契約の対象となります。

② 車庫とは車両(農機具を除く。)の収容を目的に、セメント等で柱の基礎工事がなされ、屋根で覆われているものでカーポートを含みます。ただし、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカー、充電器その他これらに類する物及び敷地の舗装部分は含まれません。

③ その他の附属建物とは現に生活のため利用又は使用されている離れ、茶室、アトリエ、勉強部屋、便所、風呂場等で、セメント等で柱の基礎工事がなされ屋根及び四方を壁で囲まれたもの

オ 建物の一部であっても、容易に取付け・取り外しが可能で転居の際に移設可能な次の物は動産とします。

- ① エアコン^(※1)
- ② 台所用瞬間湯沸器
- ③ アンテナ及び関連部品^(※2)
- ④ 電灯(シャンデリア)
- ⑤ 温水洗浄便座(便器一体型は建物扱い)

※ 1 給湯システムを利用したエアコン及び天井等組込型は建物扱いとなります。

※ 2 建物内又は建物に取り付けられたものが契約の対象となります。

カ 店舗等との併用住宅の場合は、店舗部分を除く住居部分のみが契約の対象となります。

キ マンション等区分所有法で規制される建物にあつては、専有部分のみが契約の対象となります。

ク 区分登記されている建物内部で行き来のできない二世帯住宅は2物件として取扱います。

ケ 契約者又は配偶者等の所有する建物(母屋)にボルト等により固定され建物と一体となったウッドデッキ^(※)はベランダ等と同様に建物として取扱い契約の対象となります。

※ ウッドデッキとは建物の外側に居間等に接続する木製等のテラス。建物と一体となっていないものは付属構築物として取扱い、保障の対象とはなりません。

2 契約の対象とならない建物と動産

(1) 建物

ア 空家

現に居住していない建物は契約の対象となりません。契約成立後に空家となった場合はその時点で共済目的の範囲外となるため共済金支払の対象となりません。したがって共済契約の変更又は解約の手続きが

必要となります。

ただし、人事異動等の特例として契約成立後に空家となり火災共済事業規約(以下「規約」という。)第6条第5項及び火災共済事業細則(以下「細則」という。)第4条の条件に合致する場合は、人事異動等による空家の「申立書」を提出し組合の承認を受けることにより、所定の期間契約を継続することができます。

- ① 定款第4条に定める職域による人事異動、入院等で一時的に空家とする建物であること。
- ② 再入居を前提とした建物であること。
- ③ 当該建物の維持管理のため親族等により月1回以上見回りを行うこと。

なお、当該物件について条件を遵守していないと組合が判断した場合は空家に係る特例を解除し、当該物件を規約第26条に規定する無効の手続を行います。

イ 営業用建物(店舗、貸事務所、貸家、賃貸アパート等)

営業用建物は契約の対象となりません。ただし、店舗等との併用住宅の場合、住居部分の床面積は契約の対象となります。契約成立後に営業用建物となった部分はその時点で共済目的の範囲外となるため共済金支払の対象となりません。したがって共済契約の変更又は解約の手続きが必要となります。

ウ 建物に付属する門、塀、垣

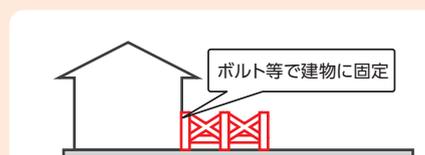
エ 建物と同一敷地内にある物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、花壇、敷石、自立型充電器、宅配ボックス、アンテナ柱その他の建物に定着していない屋外設備・装置及び付属構築物

付属建物、屋外設備・装置及び付属構築物について

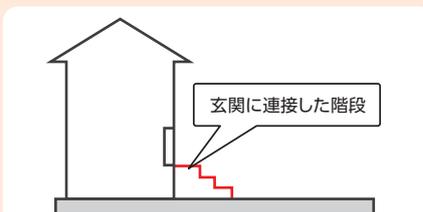
契約の対象となる場合(一例)



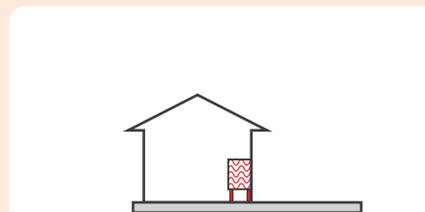
建物と同一敷地内にある66㎡未満の物置、車庫等の付属建物は契約の対象。ただし、敷地の舗装部分は契約の対象外
※スチール製簡易物置を含む



ボルト等で固定され建物と一体となったウッドデッキはベランダ等と同様に建物として契約の対象

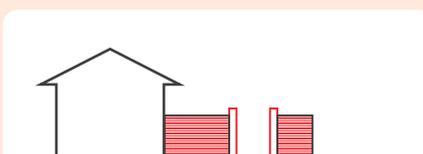


玄関に接続した階段は敷地から立ち上がった一段目から建物として契約の対象。ただし、階段に接続した敷地の舗装部分は含まない。



建物にボルト等で固定されている宅配ボックス、充電器などの屋外設備・装置は契約の対象

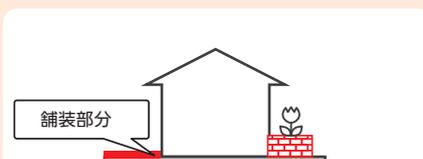
契約の対象とならない場合(一例)



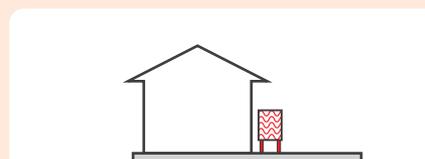
建物に付属する門、塀、垣は建物と固定されていても契約の対象外



建物とボルト等で固定されていないウッドデッキは契約の対象外



花壇等の付属構築物は建物と一体となっても契約の対象外



建物に固定されていない宅配ボックス、充電器などの屋外設備・装置は契約の対象外

オ マンション等区分所有法で規制される建物にあつては、共用・共有部分（屋根、廊下、外壁等）及び専用使用部分（ベランダ、テラス、ポーチ等）

カ 契約の対象とならない物置、車庫等

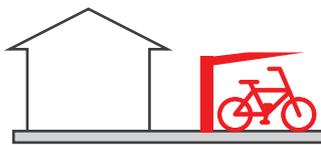
- ① 1棟の延床面積が66㎡以上のもの。物置、車庫等が複数ある場合は合計の延床面積が66㎡以上のもの（66㎡以上ある場合は、契約対象を指定していただきます。）
- ② 空家を物置として使用しているもの
- ③ 農機具等の生産用機具を収納しているもの（納屋）
- ④ 家具、衣類その他日常生活を営んでいくために必要な物資以外を収納しているもの

キ 営利目的であるか否かを問わず、塾、道場、稽古場、展示場等居住の目的でない建物

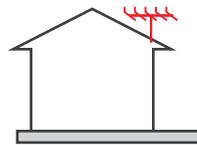
(2) 動産

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ② 貴金属、宝石、貴重品、美術品、書画、骨董、彫刻物
- ③ 趣味に供する用品のうち、同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額の算出ができないもの。
- ④ 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、証書及び帳簿
- ⑤ 家畜、家さん、庭木、盆栽等の動植物
- ⑥ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車、原動機付除雪機及び自動車の付属品。ただし、敷地内の屋根付き自転車置場等に置かれ、適切に管理されている自転車は契約の対象となる。）
- ⑦ 商品、営業用の備品及び生産設備等（動力付農機具を含む。）
- ⑧ USBメモリー、DVDディスク、スマートフォン等の記録媒体に記録されているデータ及びプログラム
- ⑨ ベランダ、軒下、屋上、カーポート等屋外又は四方が壁に囲まれていない場所にある動産（屋根がない場所、屋根があつても四方が壁に囲まれていない場所にある動産）。ただし、使用しているエアコンの室外機を除きます。
- ⑩ その他これらに類するもの

契約の対象となる場合（一例）



敷地内の屋根付き自転車置場等に置かれ適切に管理されている自転車は契約の対象



建物内又は建物に取り付けられたアンテナは契約の対象

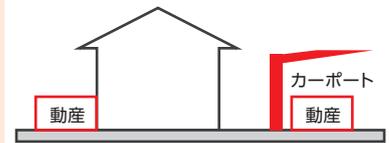
契約の対象とならない場合（一例）



屋根付き自転車置場等に置かれていない自転車は契約の対象外



敷地内であっても別の柱、鉄塔等に取り付けられたアンテナは契約の対象外



屋外に保管している動産は契約の対象外

3 契約の対象とすることができる件数

契約者一人が契約できる件数は、建物2物件（合計口数80口）及び動産2か所（合計口数40口）までです。（遺族組合員は建物1物件、動産1か所までです。）

第3 契約

1 契約の仕組み

(1) 火災共済は、掛金の払込みを受け、契約の対象とする物件について共済期間内に生じた火災等、風水害等又は地震等による損害を共済事故として、共済金が支払われる契約となっています。

(2) 契約は、契約の対象たる建物又は建物内に収納される動産ごととに締結します。共済事故に際しては、損害額^(※)で算出された共済金が支払われます。

※ 損害額とは、共済目的に共済事故が生じた場合において、共済目的の修復又は修繕が可能な場合には、その修復又は修繕に必要な価額とし、共済目的を新たに取得する必要がある場合には、再取得価額とします。ただし、修復又は修繕に必要な額が、再取得価額を超える場合には、再取得価額を限度とします。また、損害額は、その損害が生じた場所及び時における価額によって算出します。

(3) 再取得価額とは、契約の対象に共済事故が生じた場合、事故による損害が生じた場所及び時を基準としてそのものと同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額をいいます。火災共済事業では、建物の再取得価額を計算するための統一価格（標準建築費）を次のとおり設定しています。

① 耐火造 3.3㎡(1坪)当たり60万円

② 木造 3.3㎡(1坪)当たり50万円

(4) 耐火造と木造の区分は、次のようになっています。

ア 耐火造

次のいずれかに該当する住宅は耐火造になります。

① 鉄筋コンクリート造の中高層の公団住宅やマンション等の住宅

② 一戸建住宅で、主要構造物である梁、柱、床の鉄骨がモルタル等で被覆され、むき出しでなく、屋根材、外壁材、床材がコンクリートで出来上がっている住宅

③ 外壁等が全てコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造等に該当する鉄骨造りの住宅

④ 外壁等が全てコンクリート造(厚さ50mm以上のALC板を含む。)等のプレハブ住宅

イ 木造

耐火造以外の建物をいい、準耐火建築物、省令準耐火建物、軽量鉄骨造の建物も木造となります。

2 契約限度口数及び共済契約金額

(1) 建物

ア 建物の契約限度口数

建物の構造区分、延床面積(㎡)によって契約限度口数が決められています。

(別表「契約限度口数早見表」(35頁)参照)

イ 共済契約金額

建物の共済契約金額は、「契約口数×50万円」となります。

(2) 動産

ア 動産の契約限度口数

現に居住している建物の所有の有無に関係なく、契約者及び配偶者等の所有する動産は、合わせて40口が契約限度口数です。なお、営内者が営内に所有する動産は5口が契約限度口数です。

イ 共済契約金額

動産の共済契約金額は、「契約口数×50万円」となります。

ウ 動産の共済契約口数の最低限度は5口です。ただし営内者の営内に保有する動産及び借家人賠償責任特約を付帯する場合を除きます。

動産の契約口数の目安

家族構成	1名	2名	3名	4名	5名以上
口数	5口以上	10口以上	15口以上	20口以上	25口以上
保障額	250万円～	500万円～	750万円～	1,000万円～	1,250万円～

3 契約の成立及び効力

(1) 契約の成立

組合員から契約の申込みがあり、組合がその申込みを承諾したときに、当該契約は成立します。共済契約が成立した日が契約日となります。

(2) 効力発生

効力(保障開始)は、契約成立の日又は当該掛金が払い込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じさせることができます。

4 共済契約の更新

契約者から当該共済契約の変更等の申し出が無い場合には、共済契約を従前と同じ内容（定款又はこの規約の改正がなされたときには、当該改正後の内容）で更新します。ただし、更新の日において、契約する物件が規約第6条に定める共済目的の範囲外であるときを除きます。また、これにより更新した場合は、共済年度の初日が契約日となります。

5 通知義務

契約の成立後、次の事項が発生した場合には、その旨を遅滞なく速やかに組合に通知していただかなければなりません。

- (1) 建物の用途（住宅、店舗、事務所等）又は構造（木造、耐火造）を変更し、あるいは改築、増築又は修繕したこと（軽微な場合を除く。）
- (2) 建物又は動産を収容している建物を引き続き30日以上空家又は無人としたこと。
- (3) 共済目的を他の場所に移転したこと。
- (4) 建物を解体又は譲渡したこと。
- (5) 建物又は動産が共済目的の範囲外となったこと。
- (6) 共済契約内容（所有区分、床面積、物件所在地又は現に居住する者等）に変更が生じたこと。

6 無効

次の場合、契約は無効になり、当該契約に係る掛金を返還します。ただし、第1号に係る無効の場合は掛金を返還しません。

- (1) 契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的を持って締結した共済契約（共済掛金は返還しません。）
- (2) 契約者が契約日に既に死亡していたとき。
- (3) 契約者が契約日において規約第5条の契約者の範囲外のとき。
- (4) 共済目的が契約日において規約第6条の共済目的の範囲外のとき。
- (5) 大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言が発せられている期間に当該警戒宣言の対象地域において新たに締結した共済契約

7 解約、解除、取消し及び消滅

(1) 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができます。ただし、質権を設定している場合は、質権者（融資金融機関）の書面による同意が必要です。

(2) 解除

次の場合、組合は当該契約を解除することができます。

ア 通知義務違反による解除

「第3 5 通知義務」各号の事実発生により危険増加が生じた場合において、その事実を故意又は重大な過失によって通知しなかった場合

イ 告知義務違反による解除

故意又は重大な過失により、告知事項につき組合に重大な事実を告げず、又は不実のことを告げた場合

ウ 重大事由による解除

- ① 契約者が、共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ② 契約者が共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ③ 組合の契約者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(3) 詐欺又は強迫による取消し

契約締結の際、契約者に詐欺又は強迫の行為があった場合、組合は契約を取り消します。この場合、共済掛金は返還しません。

(4) 消滅

契約の成立後、次の事実が発生した場合には、その事実が発生した日において契約は消滅します。

- ① 共済目的が、火災等、風水害等又は地震等以外の原因により滅失したこと。
- ② 共済目的が、規約第40条第1項の事項によって滅失したこと。
- ③ 共済目的が解体されたこと。
- ④ 共済目的が譲渡されたこと。

8 解約、解除、取消し及び消滅に係る掛金等の取扱い

(1) 解約、解除及び消滅の場合は、当該事実発生の翌月から当該事業年度末（6月）までの残余月数に相当する掛金を次式により返還します。

返還額=口数×33円×残余月数

この場合、当該年度の割戻金はありません。

(2) 取消しの場合、払い込まれた掛金は返還しません。また、割戻金もありません。

(3) 解除の場合で既に共済金が支払われていた場合、当該共済金を返還していただけます。

9 資格喪失時の契約

退職等により、契約者が組合員の資格を失った場合は、その資格喪失日からすでに成立した契約の共済期間(当該事業年度末まで)に限り、契約を継続することができます。

10 承継

(1) 契約者が死亡した場合、相続人は、その死亡した事業年度の末日までの間、当該契約による権利義務(共済金請求権、通知義務等)を承継することができます。

(2) 相続人は、契約者の死亡に伴う解約申請に併せて、承継する旨を組合に届け出る必要があります。

第4 共済金の支払

1 支払対象となる損害

「第1 保障の内容等」(1～2頁)をご覧ください。

2 第三者行為による損害

本来、放火及び車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの溢水による水漏れ等による損害は、第三者(加害者)が賠償責任を負うものですが、加害者を特定できなかつたり、賠償能力がない、あるいは賠償額が不足する等の場合は組合が保障することになり、次のように処置します。

(1) 契約者が第三者から損害賠償を受けたときは、共済金から当該保障額を差し引きます。

(2) 第三者の行為に因る共済事故に対して共済金を支払った場合、契約者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権は組合が取得します。

3 支払対象とならない損害

共済目的に対して生じた損害が次のいずれかに該当する場合は共済金を支払いません。

(1) 契約者の故意又は重大な過失により生じた損害

(2) 契約者と世帯を同じくする家族(契約者の住居と共済の目的の所在地が異なる場合にあっては共済の目的の所在地に居住する家族を含む。)の故意又は重大な過失により生じた損害(その者が契約者に共済金を取得させる意思を有しなかった場合を除く。)

(3) 火災等、風水害等又は地震等に際し、共済の目的が紛失又は盗難にかかったことにより生じた損害

(4) 契約者でない者が共済金を受け取るべき場合において、損害がその者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた損害

(5) 戦争、暴動又はその他の事変により生じた損害

(6) 燃焼機器、暖房機器又は電気機器等の加熱によって生じた当該機器の損害

(7) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた損害

(8) 差押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使により生じた損害(消防又は避難に必要な措置による損害を除く。)

(9) 共済目的の欠陥により生じた損害

(10) 共済目的の自然の消耗若しくは劣化、性質による変色若しくは変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ち、ねずみ食い、虫食い又はこれらに類する事由により生じた損害

(11) 共済目的の増改築若しくは一部取壊し若しくは修理若しくは調整の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣により生じた損害

(12) 共済目的に発生した擦り傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、共済目的の機能に直接関係のない損害

(13) 風、雨、雪、ひょう、砂塵の吹込み(窓・戸等建物又は屋外設備の開口部から入り込むことをいう。)その他これらのものの漏入によって生じた損害

(14) 契約者及び契約者と世帯を同じくする家族の所有又は運転する車両又は車両の積載物による衝突又は接触によって生じた損害

(15) 風水害等及び地震等に起因しない土地の沈下、移動又は隆起によって生じた損害

(16) 新たに契約(共済金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る契約)を締結した日の前日以前に発生していた(原因の発生も含む。)火災等、風水害等又は地震等により生じた損害

4 損害鑑定人による調査

時間の経過により損害と火災等、風水害等又は地震等との因果関係が不明瞭な場合や経年劣化との判別が難しい場合等においては、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し、損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。この場合、共済金請求書類のうち調査に必要な情報を当該損害鑑定会社に提供します。

5 共済金の支払期限

原則として、契約者からの共済金請求書類が組合に到達し完備した日の翌日から30日以内^(※)に共済金を指定口座に振込みます。ただし、事実確認のため特別な照会又は調査が必要な場合は180日^(※)まで、また災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された大規模災害等(首都直下地震、南海トラフ地震等が発生するものと見込まれる広域災害)が発生した場合は365日^(※)まで許容されます。共済金の請求に必要な書類を迅速に整えていただくようお願いします。

※ ただし、①日曜日及び土曜日、②国民の祝日に関する法律で定める休日、③12月29日～翌年1月3日までの日は含みません。

6 共済金の算出方法

共済金額の算出方法は、原因(火災等風水害等又は地震等)により、あるいは共済目的(建物又は動産)により異なります。

損害に対し相応の保障を得るためには、建物については建物の加入限度口数まで、動産については所有家財に見合う口数まで加入されることをお勧めします。

(1) 火災等による損害の場合(火災共済金)

火災共済金は、次により1円単位(1円未満は切り捨て)で算出され、共済契約金額と比較し、いずれか少ない額が共済金として支払われます。ただし、算出額が共済契約金額を超える場合は、共済契約金額が限度になります。

ア 建物

$$\text{算出額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約金額}}{\text{共済目的の価額(建物の保障限度額)}}$$

建物の焼滅失の割合が70%以上のときは共済目的の価額を損害額として算出しお支払いします。

イ 動産

$$\text{算出額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約金額}}{\text{共済目的の価額(動産の共済契約金額)}}$$

(2) 風水害等による損害の場合(災害共済金)

災害共済金は、建物、動産それぞれ損害の程度に応じて、次により算出します。ただし、算出額が損害額を超える場合は、損害額が限度になります。

$$\text{算出額} = \text{共済契約金額} \times \text{支払率}$$

ア 建物

損害の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	建物の損害額が建物の再取得価額 ^(*) の70%以上 又は同等の損害を受けた場合	50%	25万円
大規模半損	建物の損害額が建物の再取得価額の50%以上 70%未満又は同等の損害を受けた場合	25%	12.5万円
半損	建物の損害額が建物の再取得価額の20%以上 50%未満又は同等の損害を受けた場合	6%	3万円
一部損	建物の損害額が建物の再取得価額の20%未満 又は同等の損害を受けた場合	2%	1万円

*再取得価額とは、延床面積に標準建築費を乗じて得た額。ただし、標準建築費は、木造にあっては3.3㎡あたり50万円、耐火造にあっては3.3㎡あたり60万円とする。

浸水の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	浸水が床上1.8m以上の場合	50%	25万円
大規模半損	浸水が床上1m以上かつ1.8m未満の場合	25%	12.5万円
半損	浸水が床上以上かつ1m未満の場合	6%	3万円
一部損	浸水が床上まで達しない場合	2%	1万円

※ 損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率を適用します。浸水の場合も、原則、損害復旧見積書の提出が必要となります。また、浸水の場合は浸水の高さをメジャーにより確認できる写真の提出が必要となります。

※ 床上浸水とは浸水が建物の居住用部分の地上1階の床面（畳敷、板張等のものをいい、土間、たたきその他これらに類するものを除く。）を超える場合をいいます。

※ 床下浸水に遭った場合であっても建物に損害がない場合は、共済金の支払対象となりません。（例えば、床下に流入した漂流物（流入した草木や泥など）の撤去、床下の清掃等の費用は保障しません。）

イ 動産

損害の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	動産の損害額が動産全体の再取得価額(*)の80%以上又は同等の損害を受けた場合	50%	25万円
大規模半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の60%以上80%未満又は同等の損害を受けた場合	25%	12.5万円
半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%以上60%未満又は同等の損害を受けた場合	6%	3万円
一部損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%未満又は同等の損害を受けた場合	2%	1万円

*再取得価額とは、動産の契約口数に50万円を乗じて得た額。

※ 動産には浸水の程度は適用されません。

(3) 地震等による損害の場合（地震共済金）

災害共済金は、建物、動産それぞれ損害の程度に応じて、次により算出します。

ただし、算出額が損害額を超える場合は、損害額が限度になります。

$$\text{算出額} = \text{共済契約金額} \times \text{支払率}$$

ア 建物

損害の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	建物の損害額が建物の再取得価額(*)の70%以上又は同等の損害を受けた場合	20%	10万円
大規模半損	建物の損害額が建物の再取得価額の50%以上70%未満又は同等の損害を受けた場合	12%	6万円
半損	建物の損害額が建物の再取得価額の20%以上50%未満又は同等の損害を受けた場合	6%	3万円
一部損	建物の損害額が建物の再取得価額の20%未満又は同等の損害を受けた場合	2%	1万円

*風水害等による損害の場合（建物）に同じ。

浸水の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	浸水が床上1.8m以上の場合	20%	10万円
大規模半損	浸水が床上1m以上かつ1.8m未満の場合	12%	6万円
半損	浸水が床上以上かつ1m未満の場合	6%	3万円
一部損	浸水が床上まで達しない場合	2%	1万円

※ 損害の程度又は浸水の程度のいずれか高い支払率を適用します。浸水の場合も、原則、損害復旧見積書の提出が必要となります。また、浸水の場合は浸水の高さをメジャーにより確認できる写真の提出が必要となります。

※ 床上浸水とは浸水が建物の居住用部分の地上1階の床面(畳敷、板張等のものをいい、土間、たたきその他これらに類するものを除く。)を超える場合をいいます。

※ 床下浸水に遭った場合であっても建物に損害がない場合は、共済金の支払対象となりません。(例えば、床下に流入した漂流物(流入した草木や泥など)の撤去、床下の清掃等の費用は保障しません。)

イ 動産

損害の程度	認定の基準	支払率	【参考】 1口当たりの共済金額
全損	動産の損害額が動産全体の再取得価額(*)の80%以上又は同等の損害を受けた場合	20%	10万円
大規模半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の60%以上80%未満又は同等の損害を受けた場合	12%	6万円
半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%以上60%未満又は同等の損害を受けた場合	6%	3万円
一部損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%未満又は同等の損害を受けた場合	2%	1万円

*風水害等による損害の場合(動産)に同じ。

※動産には浸水の程度は適用されません。

7 臨時費用の支払

共済金を支払う場合は、火災等、風水害等、地震等に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する額として、当該共済金の額の10%に相当する額を共済金に加えて支払います。ただし、1回の共済事故につき200万円を限度とします。

8 共済金の内払

(1) 契約者は、次のいずれかに該当する場合には共済金の内払を請求することができます。この際、組合は罹災証明書その他、必要な書類の提出を受け確認します。

ア 共済目的について、共済事故により全焼、全滅失その他これらに準ずる程度の損害が生じたとき。

イ 損害額の算出や共済金の支払等に長期に時間を要すると判断される場合で、組合が必要と認めたとき。

(2) 内払の額は、その損害に対して支払わなければならない共済金の見込額の15%に相当する額とし、1回の共済事故につき、300万円を限度とします。

9 重複契約の場合の共済金支払

(1) 同一の物件に異なる複数の火災保険又は火災共済を契約すること(重複契約という。)は可能ですが、全ての共済契約金額(保険金額)の合計額がてん補すべき損害額を超える場合、支払われる共済金等の額は損害額となるように調整されます。損害額以上の保障が得られるわけではありませんので、契約の際は適切な共済契約金額(保険金額)となるようご注意ください。また、調整のため共済金請求書類のうち必要な情報を重複契約のある会社、組合等に提供します。

(2) 再取得価額を基準として損害額を算出する重複契約がある場合

ア 他の共済契約又は保険契約(他の共済契約等という。)から共済金又は保険金が支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額とします。

イ 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合^(※)は、損害額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額とします。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(3) 時価額を基準として損害額を算出する重複契約がある場合

共済目的について時価額を基準として算出した損害額に基づき共済金又は保険金を支払う重複契約がある場合は、他の共済契約等の支払を優先し、損害額から他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金^(※)の合計額を差し引いた残額を支払います。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(4) 他保険会社等の約款等に按分の規定がある場合は、当該保険会社等との調整となります。

※ 支払通知書等の写しを提出していただき確認します。

10 大規模災害等発生時の共済金の支払

1回の大規模災害等（首都直下地震、南海トラフ地震等）の総支払限度額は50億円（東日本大震災時の共済金支払総額約15億円の3倍強）としています。

大規模災害等が発生した場合、組合は支払うべき共済金の見積を行い、その見積合計額が50億円以下であれば通常の算出額をお支払いいたしますが、見積合計額が50億円を超えるときは、次式により算出される仮払額をお支払いいたします。

$$\text{仮払額} = \text{本来の算出額} \times \frac{\text{総支払限度額}}{\text{共済金の見積合計額}}$$

その後、総代会の議決を経て、共済金の分割支払又は支払額の削減を行うものとします。

この場合、共済金の内払は行われません。

11 複数回の風水害等及び地震等により損害を受けた場合の共済金の支払

複数回の風水害等及び地震等による共済目的の損害であっても先の風水害等及び地震等の損害を修復又は修繕しないうちに再び損害が生じた場合は1つの風水害等による共済事故とみなし共済金を支払います。

12 時効

共済金の支払及び掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅します。支払等の事由が発生したときは速やかに請求してください。

第5 質権の設定等

火災共済を利用して質権を設定する場合には、金融機関に防生協の火災共済で質権が設定できるか、確認をとってください。また、質権設定の際には組合本部又は地域担当者（現職者のみ）にご相談ください。

第6 長期生命共済積立期間への加入

1 契約の概要

現職組合員の火災共済契約者は、火災共済への加入と同時に長期生命共済積立期間の契約者となり、火災共済の割戻金は長期生命共済の基本掛金として積み立てられます。この期間中の契約は一律本人コース1口として取り扱い、災害死亡又は災害重度障害の場合に20万円の共済金が支払われます。

2 共済掛金の払込み及び効力

毎年9月末に割戻金から長期生命共済積立期間の掛金として年額60円が振り替えられることにより、翌年度振替時期までの間その効力が発生します。組合員となった初年度は割戻金がありませんので、この取扱は適用外となります。また、次年度以降の割戻金が掛金の60円に満たない場合は、「ア 共済掛金積立金等（それまでに積み立てた割戻金）からの振替」、「イ 給与からの源泉徴収」、「ウ 金融機関からの口座振替又は振込」の順で徴収させていただきます。ただし、ア、イ、ウによっても掛金払込額が定額に達しない場合で、その年度内に災害死亡共済金又は災害重度障害共済金の支払事由が生じた場合には、未収分の掛金を、支払うべき共済金から差し引いてお支払いすることができます。

3 共済金の支払

共済契約者が、契約の効力発生日以降に生じた災害（不慮の事故）を直接の原因として、次のいずれかに該当する場合に共済金をお支払いします。

- (1) 当該事故が発生した日から起算して180日以内に死亡又は重度障害の状態になったこと。
- (2) 感染症により死亡又は重度障害の状態になったこと。
- (3) 契約の効力発生日以降に発生した訓練、実験、演習、災害派遣等の公務中の原因によるもので、かつ、国家公務員災害補償法による公務上の死亡又は重度障害であること。

※長期生命共済事業規約を参照される場合は、右記の二次元コードを読み取られるか、下記URLを直接入力してアクセスしてください。

https://www.boseikyo.jp/bouei_wp_admin/wp-content/uploads/2024/11/06_chyouki_kiyaku_20241127_2.pdf



第2章 現職組合員の各種手続等（即応予備自衛官を含む）

第1 契約関連手続等

1 契約者及び契約申込書等の授受

- (1) 火災共済の契約者は、組合員に限られます。
- (2) 契約申込書等は、地域担当者が配置されている駐屯地等に勤務する組合員は地域担当者に提出してください。地域担当者が配置されていない駐屯地等に勤務する組合員は郵送により直接組合本部にお送りください。

2 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官を除く。）

- (1) 掛金の払込みは、給与からの源泉控除により行われ、申込時に掛金が払い込まれたものとみなします。組合がこれによりがたいと認めた場合は、現金により払い込んでいただきます。

ア 源泉控除等による掛金の払込み

- (ア) 新規契約及び増口変更契約に係る当該事業年度の掛金は、控除が可能な直近の給与から源泉控除により払い込んでいただきます。
- (イ) 翌年度分の掛金は、毎年6月の給与から源泉控除により払い込んでいただきます。
 - ※ 契約口数に変更がある場合は、可能な限り4月末までに地域担当者又は組合本部に届け出てください。それ以降の増減口変更は、6月の給与からの源泉控除に反映されないことがあります。不足額があった場合は7月の給与から不足分を源泉控除し、過徴収があった場合は指定する口座に過徴収額を返戻します。
- (ウ) 他省庁等への出向、育児休業等、源泉控除ができない場合は、地域担当者又は組合本部と調整の上、防衛省共済組合を通じて現金により払い込むことができます。

イ 組合員証兼火災共済契約承諾書の発行

- (ア) 源泉控除の場合、申込承諾（契約成立）の翌日以降の希望する日から効力を生じさせることができ、組合員証兼火災共済契約承諾書を契約成立の後に交付します。
- (イ) 現金による掛金払込の場合、契約成立又は掛金払込のいずれか遅い日の翌日から効力を生じさせることができ、その後、組合員証兼火災共済契約承諾書を交付します。

(2) 契約の自動更新

共済期間満了の日（6月30日）の1か月前までに、解約又は口数変更等の申し出がないときは、翌年度分掛金を6月給与からの源泉控除により払い込んでいただくことにより、従前と同じ内容（定款又は規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で更新されます。この際、お手元の組合員証兼火災共済契約承諾書は引き続き有効となりますので大切に保管してください。

なお、更新の日において、契約している物件が規約第6条に定める共済目的の範囲外であるときは規約第26条の規定により無効となりますので、当該事実が発生している場合には遅滞なくその旨を組合に通知してください。

3 掛金の払込み及び契約の自動更新等（即応予備自衛官）

- (1) 掛金の払込みは、当組合口座への振込みにより行われます。

ア 当組合口座への振込みによる掛金の払込み

- (ア) 新規契約及び増口変更契約に係る当該事業年度の掛金は、当組合口座への振込みにより行います。
- (イ) 翌年度分の掛金は、毎年6月8日（休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関から口座振替により払い込んでいただきます。
 - ※ 契約口数に変更がある場合は、可能な限り4月末までに地域担当者又は組合本部に届け出てください。それ以降の増減口変更は、6月の口座振替に反映されないことがあります。不足額があった場合は当組合口座へ振込みいただき、過徴収があった場合は指定する口座に過徴収額を返戻します。

イ 組合員証兼火災共済契約承諾書の発行

申込承諾（契約成立）日又は掛金が払込まれた日の翌日以降の希望する日から効力を生じさせることができ、その後、組合員証兼火災共済契約承諾書を交付します。

(2) 契約の自動更新

契約変更の申し出がない場合、従前と同じ内容（定款又は規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容）で更新されます。

翌年度分掛金の払込みは、毎年6月8日（休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関から口座振替により行います。この口座振替額については、毎年4月頃、組合本部から「火災共済掛金口座振替のご案内」によりお知らせいたします。

※ 掛金の口座振替は、掛金収納代行会社「三井住友カード株式会社（旧クオーク）」に委託しており、預金通帳の摘要欄には「ポウセイキョウ」、「SMCC」等と表示されます。

なお、更新の日において、契約している物件が規約第6条に定める共済目的の範囲外であるときは規約第26条の規定により無効となりますので、当該事実が発生するならば遅滞なくその旨を組合に通知してください。

(3) 掛金未納による契約の失効

口座振替ができなかった場合、毎年8月8日(休日の場合は翌営業日)に2回目の口座振替を行います。これによっても掛金の払込みができなかったときは、組合本部との調整により掛金を当組合口座へ振り込んでいただきます。

なお、8月末までに掛金が未納の場合、契約は失効します。一度失効しますと、当該年度は再契約ができませんのでご注意ください。

(4) 即応予備自衛官の身分が無くなった場合

火災共済事業を利用することができません。遅滞なく解約手続きが必要です。

4 契約の変更

契約の変更は随時できます。次のような場合は契約変更の手続きが必要ですので、速やかに地域担当者又は組合本部に届け出てください。増口の場合の掛金払込及び組合員証兼火災共済契約承諾書の発行については、第2項又は第3項のとおりです。

(1) 氏名を変更した場合

※ 氏名変更届の提出がない場合であっても、共済管理番号・公的文書等により明らかに氏名変更があったと認められる場合は、組合員管理システム上のデータを修正させていただきます。

(2) 建物の増改築又は買替え等により延床面積又は所在地等を変更した場合

(3) 転居等により動産の所在地を変更した場合

※ 「動産B」欄の動産の所在地を「住民票のある所」又は「単身赴任先の所」としている場合、住民票を移して異動するとき又は連続して単身赴任となるときには所在地の変更手続きは不要です。

(4) 契約合計口数の増減を伴う変更をする場合

※ 増口の場合、源泉控除が可能な直近の給与から増口分の共済掛金が源泉控除されます。建物の減口変更契約のうち新築、建替え等に伴い口数を減じなければならない場合は、前契約の効力終了月の翌月から年度末までの残余月数分の減口分掛金を返還します。

(5) 建物の用途又は所有者が変わる場合

営業用建物(店舗、貸家等)、別荘、解体、譲渡等により契約している物件の用途又は所有者が変わる場合は共済目的とすることができないため変更又は解約の手続きが必要となります。

(6) 居住者が変わる又は空家となる場合

契約している物件の居住者が契約者又は配偶者等(配偶者及び二親等までの直系親族)以外の者(兄弟姉妹、甥姪等)となる場合、あるいは空家となる場合は、当該物件を共済目的とすることができないため変更又は解約の手続きが必要となります。

(7) 火災共済掛金の振替口座を変更する場合(即応予備自衛官のみ)

5 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができますが、これによる解約返戻金はありません(ただし、未経過分の共済掛金の返還はあります)。その際、各駐屯地等に備付けの「火災共済契約解約申請書」に所要事項を記入し、地域担当者又は組合本部に届け出てください。また、当該年度は再び契約できませんのでご注意ください。

6 脱退

現職組合員で火災共済のみを利用している方は、火災共済を解約すると組合から脱退することになりますので、脱退届を提出してください。これにより積み立てられた解約返戻金等が返還されます。

退職・死亡を除く脱退(自由脱退)の場合は、事業年度末(6月30日)の90日前(3月31日を期限)までに脱退届を本部へ提出することにより同年度末に脱退できます。90日前を過ぎてからの提出は次年度末(翌年の)6月30日の脱退となりますので、出資金は7月1日以降にお支払いします。

第2 割戻金の処置

1 剰余金の割戻し

毎年度の決算において、火災共済事業に剰余金が生じた場合は、総代会の議決を経て当該剰余金から、法定準備金等を控除した残余を掛金額に応じて割戻します。※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。

この割戻金は、積立出資金及び長期生命共済掛金積立金として積み立てられ、組合を脱退するときに返戻します。

2 割戻金の振替要領

毎年度の割戻金は、長期生命共済積立期間の共済掛金(60円)、積立出資金(積立出資金が4,000円になるまで100円単位)及び長期生命共済掛金積立金の順で振り替えられます。

3 割戻金等のお知らせ

毎年11月頃、割戻金等の明細を「出資金等積立残高明細表及びご契約内容のお知らせ」により、契約者にお知らせします。

第3 共済金請求手続

1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受

(1) 火災等、風水害等又は地震等による損害が発生（共済事故の発生）したときは、遅滞なく速やかに地域担当者又は組合本部に連絡してください。連絡が遅延した場合は、罹災と損害との因果関係が不明瞭となり共済金の支払ができない場合があります。

(2) 地域担当者又は組合本部から受領した共済金請求書等の書類に所要事項を記入するとともに、罹災証明書及び修理等見積書の書類を取り寄せ、一件書類が完備した時点で地域担当者又は組合本部に届け出てください。

※ 共済金請求には被災状況の写真が必要です。ご連絡とともに復旧又は処分の前に必ず写真を撮影してください。この際、損害の状況がよくわかるよう（例：全体の写真と損害部位の写真に分ける）、また機器等の型式がわかる場合は、その型式が確認できるよう拡大して撮影してください。写真撮影未了で廃棄してしまった場合は、事故発生状況、損害発生の有無等を確認できないため共済金の支払ができない場合があります。

2 請求に際して提出する書類

共済金の請求に際しては、次の書類を用意し提出してください。

(1) 共済金（火災・災害・地震）請求書（用紙は地域担当者又は組合本部から受領）

特に、落雷事故の場合は罹災場所、罹災日時を正確に記入してください。審査の段階で実施する落雷発生調査の基点になります。落雷発生調査において落雷地点が罹災物件の近傍（2km以内）にあるか確認します。）

(2) 罹災証明書（コピー可）等

市町村役場又は消防署等官公署の証明したものを取得していただきます。（落雷事故を除く。）

(3) 罹災状況通知書（用紙は地域担当者又は組合本部から受領）

共済事故の概要を簡潔に記述してください。

(4) 修理等見積書

次により、業者等が作成する修理等見積書を取得していただきます。

損害見積は、原状復旧の修理又はクリーニング等が基本です。修理等ができないときのみ再取得となります。修理又はクリーニング等で処置できない場合はその理由の記入が必要です。

ただし、落雷による共済事故の場合は、地域担当者又は本部から受領する「落雷修理（修理不能）証明書」に業者（メーカーのサービスセンター）等が記入するものとし、業者等の様式を利用する場合は「落雷による被害」である旨の記述、また「修理できない場合はその理由」の記述が必要です。

ア 建物

工事・修理関係業者が作成した修理等見積書（コピー可）で、原状に復旧するための工事明細が記載され、社印が押印されている必要があります。（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

イ 動産

損害を被った品目と修理額又は再取得価額を記入した「動産の損害状況及び見積書」（用紙は組合本部から受領）を作成するとともに、関係業者が作成した修理見積書又は同等品買換見積書（社印を押印）（コピー可）の添付が必要です。（社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。）

ただし、衣類、食器類等で関係業者の見積書の取得が困難な場合は、類似品の一般的な市価を基準として「動産の損害状況及び見積書」に記入してください。

注：次の費用は請求額に含まれます。

- ・修理見積等のための出張費及び見積書作成代
- ・消費税
- ・修理不能電化製品のリサイクル費用
- ・請求書添付用写真代
- ・損害防止（被害局限）のための諸経費（使用した消火器の費用等）

なお、次の費用は請求費用に含むことができません。

- ・罹災証明書（被災証明書、被害届証明書等）、住民票、気象観測証明書等の取得費用
- ・収入印紙代

(5) 被災した建物の写真及び損害を受けた動産の写真及び見取図

建物については外観写真及び損害箇所の写真、動産については全体写真及び銘板があるものはその拡大した写真を撮影してください。また、見取図には写真との関連がわかるよう、間取り、写真番号、撮影方向を示す矢印

等を記入してください。落雷の場合は、損害を受けた電子機器の基盤等の鮮明な写真を、凍結による水道管等の破裂の場合は、破裂箇所の鮮明な写真を添付してください。なお、写真はカラーでお願いします(カラープリンターによる印刷も可能です)。

(6) 他保険等加入情報

共済金支払額決定に際し、他の火災保険(共済)等この火災共済以外に契約がある場合、関係保険会社等との間の調整のため加入情報が必要となります。

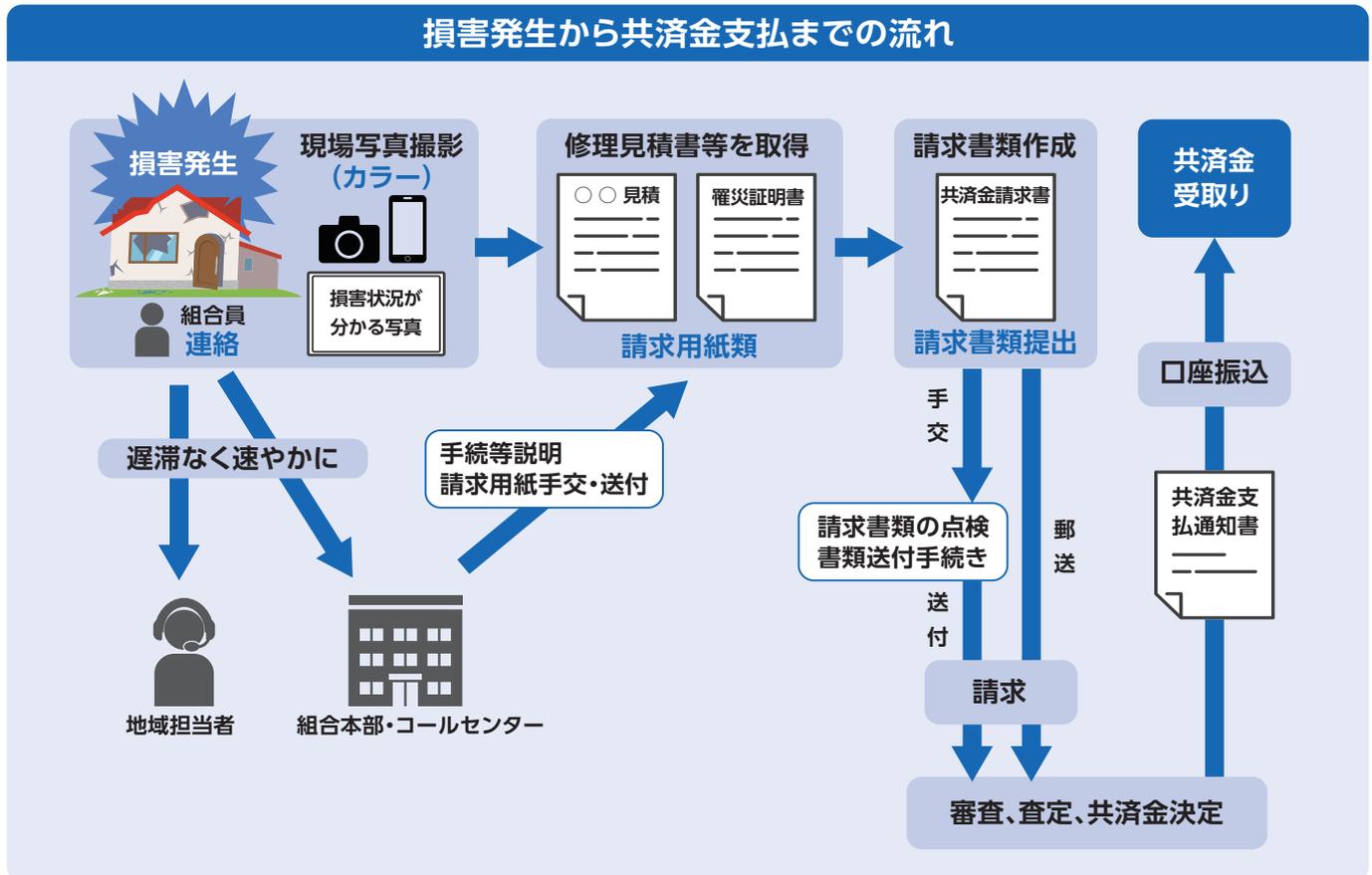
(7) 委任状

共済金請求に係る建物等が共済契約者以外(父母、妻など)の所有の場合、委任状の提出が必要となります。

(8) その他

地域担当者又は組合本部との調整により、当該事故の発生等を証明するに足る具体的事実が明記された文書・図面等を用意していただく場合があります。また、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。

損害発生から共済金支払までの流れ



3 災害死亡等共済金の請求手続

- (1) 火災共済契約者は、同時に長期生命共済積立期間の契約者となるため、災害死亡事故又は災害重度障害事故が発生した場合、共済金受取人(災害死亡の場合は契約者の遺族、災害重度傷害の場合は契約者)は、速やかに地域担当者又は組合本部に連絡してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金請求書を受領し所要事項を記入するとともに、次の書類を共済金請求書に添付し、地域担当者又は組合本部に提出又は郵送してください。

災害死亡共済金	災害重度障害共済金
<ul style="list-style-type: none"> ・死体検案書又は死亡診断書 ・共済金受取人の戸籍謄本 ・災害又は公務災害を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害程度を認定する診断書 ・災害又は公務災害を証明する書類

第4 契約申込書の記入要領

火災共済契約申込書の記入例(即応予備自衛官を除く)

- 記入例を参考に黒ボールペンで記入し、記入誤りの場合は誤った箇所を抹消(=)してその枠近くに正しい数字等を記入し、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)をご記入ください。
- 3枚綴りの1及び2枚目を提出又は送付し、3枚目(本人控)は保管してください。

地域担当者仮承諾 年 月 日 印
申込者が自署されたことを確認しました。

防衛省職員生活協同組合加入申込書及び火災共済契約申込書

防衛省職員生活協同組合理事長 殿

①本部用

私は、防衛省職員生活協同組合の設立の趣旨に賛同し加入を申し込むとともに、防衛省職員生活協同組合の火災共済事業規約、同事業細則、長期生命共済事業規約及び同事業細則を本契約の内容とすることを了承の上、本火災共済契約及びこれに合わせて長期生命共済契約を申し込みます。なお、本人控え裏面の「火災共済契約についての重要な事項」中、「個人情報の取扱い」の内容を承知し、同意します。

※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)をご記入ください。

申込日 令和〇〇年〇7月10日

組合加入	1:新規申込 2:既組員	1	出資金口数	10	口	※ 組合に加入する際は、組合員出資金を納めていただきます。出資金は、基本出資金として10口分1,000円をお願いします。												
組合員証番号	987654321	共済管理番号	123456789	住居区分	1:営外 2:営内	1												
フリガナ	姓	セイキョウ	名	タロウ	共済支部	練馬	⑧(共済)	他火災保険	有の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	建物A	<input type="checkbox"/>	建物B	<input type="checkbox"/>	動産A	<input type="checkbox"/>	動産B	<input type="checkbox"/>
氏名(自署)	姓	生協	名	太郎	コード(組合記入)	054	⑨	1	普連1中									
生年月日	S:昭和 H:平成	S:〇〇年	10	月	20	日	性別	1:男 2:女	1	所属	⑨	1	普連1中	内線	8-01-2345			

◆契約を希望する下記物件は申込日において共済事故は発生していません。(☑はい) ※確認し☐にレ点チェックをする。⑩

処理区分	1新規 2変更	⑪	1	効力発生日	令和〇〇年	07	月	11	日	満了日	毎年6月30日です。変更等の申出がない限り自動更新となります。	居住者続柄番号	※3, 5は配偶者の父母等を含みます	1:本人 2:配偶者 3:父母 4:子 5:祖父 6:孫
共済目的	⑬	1	1	⑭	083.5	⑮	012-3456	⑯	〇〇市〇〇3丁目25-5	⑰	2			
建物A	1木造 2耐火造	1	1	25	(口)	012-3456	〇〇市〇〇3丁目25-5	2						
建物B	1木造 2耐火造				(口)									
動産A	1建物A 2建物B 3他の建物 4営内	1	20	15	(口)	生協太郎	(収納区分が3及び借家人賠償責任特約加入の場合のみ、郵便番号及び所在地を記入のこと)	2						
動産B	1建物A 2建物B 3他の建物 4住民票のある所 5単身赴任先の所	5	10	(口)	123-4567	〇〇区北町2丁目8-1	平和台ハイツ601	1						

◆上記物件を所有している配偶者等は当該物件に火災共済契約を締結することに同意していますか。(☑はい・☐該当しない) ⑱

前契約口数	⑲	合計口数	⑳	新規・増口数	㉑	小計	㉒	円	(効力発生日が1月1日~6月30日の場合 d = c × 200)
a		b	055	c	055	d	22000	d = c × 400	

注: 建物の減口をされる方は裏面を確認の上、記入してください。

◆借家人賠償責任特約(共済契約者(配偶者は含まない)の動産の契約に付帯し、特約のみの契約はできません)

※希望する☐にチェックする。(令和8年7月1日以降の契約から適用) 効力発生日が1月1日~6月30日の場合 (e/50万円) × 50

契約動産	⑳	共済契約金額(万円)	㉑	今回払込掛金	㉒	円	今回払込掛金の合計	㉓	円
<input type="checkbox"/> 動産A <input checked="" type="checkbox"/> 動産B	<input checked="" type="checkbox"/>	500 1,000 1,500 2,000	1000	1000	e/50万円×100		d+f	23000	

組合員貯金源泉控除委任状

防衛省共済組合支部長 殿

私は、下記金額について、給与から(契約を自動更新する場合は6月の給与から)の源泉控除を委任します。

源泉控除年月	出資金	令和〇〇年〇〇月	源泉控除額	①	1,000	円
	火災共済掛金	令和〇〇年〇〇月	源泉控除額(d+fの金額)	①	23,000	円
	継続契約掛金	毎年6月の給与日	源泉控除額	①	23,000	円

共済組合確認

印

(RO. O作成)

即応予備自衛官 火災共済契約申込書の記入例

- 記入例を参考に黒ボールペンで記入し、記入誤りの場合は誤った箇所を抹消(=)してその枠近くに正しい数字等を記入し、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)をご記入ください。
- 3枚綴りの1及び2枚目を提出又は送付し、3枚目(本人控)は保管してください。

受付番号	
------	--

審査	入力	検証	イメージ

① 本用部

防衛省職員生活協同組合加入申込書及び即応予備自衛官火災共済契約申込書

防衛省職員生活協同組合理事長 殿

地域担当者仮承諾	年	月	日	印
申込者が自署されたことを確認しました。				

私は、防衛省職員生活協同組合の設立の趣旨に賛同し加入を申し込みとともに、防衛省職員生活協同組合の火災共済事業規約、同事業細則、長期生命共済事業規約及び同事業細則を本契約の内容とすることを了承の上、本火災共済契約及びこれに合わせて長期生命共済契約を申し込みます。なお、本人控え裏面の「火災共済契約についての重要な事項」中、「個人情報の取扱い」の内容を承知し、同意します。

※印正の場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正署名(フルネーム)をご記入ください。⑥ ① 申込日 令和〇〇年7月10日

組合加入	① 新規申込 ② 既組員	フリガナ氏名(自署)	セイキョウタロウ 生協太郎	生年月日	昭和〇〇年10月20日
組合員証番号	③ 987654321	住所	〒351-0034 埼玉県朝霞市朝霞1-2-3 朝霞住宅A-456		
認識番号	123456	電話	04-5678-9012	携帯	080-1234-5678
申込共済支部	練馬 ⑦	所属部隊	31普通2中隊 ⑨ (内線: 8-6-12345)	他火災保険(共済)	有の場合 建物A <input type="checkbox"/> 建物B <input type="checkbox"/> 動産A <input type="checkbox"/> 動産B <input type="checkbox"/> ⑧
共済支部コード	054				

- ◆ 契約を希望する下記物件は申込日において共済事故は発生していません。(☑はい) ※確認し☐にレ点チェックをする。⑩
- ◆ 下記物件を所有している配偶等は当該物件に火災共済契約を締結することに同意していますか。(☐はい・☑該当しない) ⑪

処理区分	① 新規 ② 変更	効力発生日	令和〇〇年7月11日	満了日は、毎年6月30日です。変更等の申出がない限り、自動更新となります。			
共済目的	構造	延床面積(m ²)	契約口数	共済掛金額(円)	物件の所在地(都道府県名省略、部屋番号まで詳細に記入)	居住者続柄	所有区分
建物-A	① 木造 ② 耐火	83.5	25	10,000	〒351-0003 朝霞市朝霞1-2-3 朝霞住宅A-456	⑭ 本人 (記入例) 本人、母、長男	① 自己 ② 配偶者等
建物-B	① 木造 ② 耐火				〒 -		1 自己 2 配偶者等
動産-A	① 建物-A ② 建物-B ③ その他	20	8,000	4,000	同上		
動産-B	① 建物-A ② 建物-B ③ その他	20	8,000		同上		
小計		45	18,000円	出資金 [c] ※1	1,000円	払込掛金 + 出資金の合計 [d]	⑮ 19,000円 [(a×400円+c)] ※2

※1 組合に加入する際は、組合員出資金を納めていただきます。出資金は基本出資金として10口分1,000円をお願いします。
 ※2 効力発生日が1月1日~6月30日の場合、掛金計算式は1口400円を200円とします。

- ◆ 借家人賠償責任特約(共済契約者(配偶者等は含まない)の動産の契約に付帯し、特約のみの契約はできません。)
 ※希望する☐をチェックする。(令和8年7月1日以降の契約から適用) 効力発生日が1月1日~6月30日の場合 (e/50万円) ×50

契約動産	<input type="checkbox"/> 動産A <input type="checkbox"/> 動産B	共済契約金額(万円) [e]	<input type="checkbox"/> 500 <input type="checkbox"/> 1,000 <input type="checkbox"/> 1,500 <input type="checkbox"/> 2,000	今回払込掛金 [f]	円	今回払込掛金等の合計 [d]+[f]	19,000円	振替共済掛金合計	18,000円
------	--	----------------	--	------------	---	--------------------	---------	----------	---------

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

指定金融機関 御中

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、裏面記載の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

口座名義人(預金者の氏名)	名義人区分 ① 契約者本人 ② その他	フリガナ氏名	セイキョウタロウ 生協太郎	届出印	届出印
				生協印	生協印

◆ どちらか一方を指定してください。	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行番号	1 2 3 4	店番号	5 6 7	預金目	普通	口座番号(右づめで記入)	8 9 0 1 2 3 4
	ゆうちょ銀行	種目コード	166	契約種別コード	30	通帳記号	1 0 の	口座番号(右づめで記入)	
		振込先口座番号	01770-2-13101			払込先加入者名	〇〇〇〇		

ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納代行会社名	〇〇〇〇	収納依頼者名	防衛省職員生活協同組合(8201-8403)
料金等の種類	共済掛金	振替日・払込日	8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

〇〇〇〇~への発送日	金融機関確認欄	※金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)窓口で口座振替依頼書の記入内容及び印鑑に間違いのないことの確認印を得て、1枚目(本用部)及び2枚目(金融機関用)を本部に送ってください。その際、2枚目を金融機関に渡された場合は金融機関の受領印を得て1枚目のみを送ってください。
月 日	受領印 確認印	
	⑤ ⑥	

申請者が自署されたことを確認しました。令和 年 月 日 ⑩ R〇〇作成

現職組合員・即応予備自衛官 火災共済契約申込書の記入要領

No	項目名	記入要領
1	申込日	地域担当者が勤務する駐屯地等は、地域担当者に提出する日を記入 地域担当者が不在の駐屯地等は、防衛省生協本部に郵送するときの投函日を記入
2	組合加入	新規申込（これまで火災共済も生命共済も利用していない方）の場合は「1」を記入 既組合員（現在、火災共済又は生命共済を利用している方）の場合は「2」を記入 新規申込の方は出資口数を必ず記入してください（既組合員の方は出資口数の記入は必要ありません）。
3	組合員証番号	「2 組合加入」が「1」の場合は記入不要、「2」の場合は承諾書等で確認し記入
4	共済管理番号	共済組合預金通帳の表紙に記載されている番号を記入、又は貯金窓口で確認し記入
5	住居区分	該当する数字（営内：1、営外：2）を記入
6	組合員氏名	フリガナ、氏名（姓と名は分けて自署）、生年月日を記入
7	共済支部	防衛省共済組合支部名を記入
8	他火災保険（共済）	他の火災保険（共済）に加入している場合は該当する物件に☑を入れる。（※）
9	所属	所属部隊等名及び内線番号を記入
10	共済事故確認	共済事故が発生していないことを確認し「はい」に☑をする。
11	処理区分	新規契約（初めて火災共済を申し込む方）の場合は「1」を記入 契約内容の変更の場合は「2」を記入
12	効力発生日	「1 申込日」の翌日以降で希望する年月日を発効日（保障開始日）として記入
13 ~ 16		建物2 か所と動産2 か所まで契約が可能
13	構造・所有区分等	建物：構造区分及び所有区分について該当する数字を記入 動産：収納先について該当する数字を記入（借家等は「3 他の建物」に区分）
14	延床面積（㎡） 口数	建物：当該建物の延床面積及び契約口数を記入（35 頁の別表参照。合計 80 口まで） 動産：契約口数を記入（合計 40 口まで、営内保有は 5 口まで）
15	郵便番号	建物：郵便番号及び住所（都道府県名は省略、番地・部屋番号まで）を記入 動産：「3 他の建物」以外の区分を指定した場合、郵便番号及び所在地の記入を省略可 ただし、借家人賠償責任特約加入を希望する場合は郵便番号及び所在地を記入
16	物件所在地	
17	居住者続柄	本人、配偶者、二親等までの直系親族（義理の父母及び祖父母を含む。）の居住されている方の代表者の番号を記入
18	所有者の同意	共済契約者以外の配偶者等が所有している場合、同意を確認し「はい」に☑
19	前契約口数	「10 処理区分」が「1 新規」の場合、記入不要。「2 変更」の場合、前契約口数を記入（不明の場合、地域担当者に確認）
20	合計口数	今回の合計口数（建物A から動産B までの口数の合計）を記入
21	新規・増口数	「20 合計口数」から「19 前契約口数」を減じた数値（新規口数又は増口数）を記入 （減口又は口数に変更がない場合は、記入しない）
22	小計	「21 新規・増口数」×400 を計算し記入 ただし、「12 効力発生日」が 1 月 1 日～ 6 月 30 日の場合は ×400 を ×200 に置換え計算
23	小計と出資金の合計	「22 小計」と「出資金」の合計を記入（即応予備自衛官）

※ 同一の物件に異なる複数の火災保険又は火災共済を契約すること（重複契約という。）は可能ですが、全ての共済金額（保険金額）の合計額がてん補すべき損害額を超える場合、支払われる共済金等の合計額は損害額となるように調整されます。損害額以上の保障が得られるわけではありませんので、契約の際は適切な契約金額となるようご注意ください。

借家人賠償責任特約の記入要領

No	項目名	記入要領
24	契約動産	付帯する動産に☑を入れる。
25	共済契約金額	500、1,000、1,500、2,000(万円)から選択して☑を入れる。
26	今回払込掛金	「24 契約動産」で選択した金額を50万円を割りそれに100円(効力発生日が1月1日～6月30日の場合は50円)をかけて算出する。
27	今回払込掛金額の合計	現職(即自除く。)の場合、「22小計」と「26 今回払込掛金」の合計金額を記入する。即応予備自衛官の場合「23小計と出資金の合計」と「26 今回払込掛金」の合計金額を記入する。
28	振替共済掛金合計	次年度からの振替共済掛金として[建物及び動産の合計口数]×400円と借家賠の共済掛金額(年額)の合計額を記入する。(即応予備自衛官)

組合員貯金源泉控除委任状の記入要領

No	項目名	記入要領
ア	源泉控除額	「2 組合加入」が「1 新規申込」の場合は出資金額を記入 「2 組合加入」が「2 既組合員」の場合は記入不要
イ		源泉控除額として、「27 今回払込掛金」に記入した金額を記入
ウ		継続契約共済掛金(次年度分)として、「20 合計口数」×400円と借家賠の共済掛金額(年額)の合計を記入(毎年6月の給与から源泉控除される金額)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入要領

No	項目名	記入要領
A	名義人区分	金融機関の口座名義人として該当する数字を選択し○印を記入
B	名義人氏名	口座登録のとおり楷書で正確に記入
C	届出印(※)	金融機関への届出印を3枚目まで押印(ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要)
D	金融機関・口座番号等	銀行等又はゆうちょ銀行のいずれか一方を選択、通帳を確認のうえ正確に記入(口座番号又は通帳番号は右詰め)
E	金融機関受領印	契約申込書2枚目を金融機関に提出した場合は、金融機関の受領印を押印(提出していない場合は押印不要)
F	金融機関確認印	金融機関窓口で記載内容及び登録印の確認を受け、金融機関の確認印を押印(ゆうちょ銀行の場合、窓口で確認できないため確認印は不要)

※ ネット銀行の場合、自動引き落とし申込後に当該銀行のメール又はホームページでの登録確認があります。認証しない場合はエラーとなり口座登録できません(=引き落としできない)のでご注意ください。また、ネット銀行の場合、印鑑がないものもあります。その場合は押印不要です。

第3章 退職・遺族組合員の各種手続等

第1 契約関連手続

1 利用のための要件

(1) 退職組合員

現職組合員は、退職時に次の要件のいずれかを満たしている場合、退職組合員として組合に加入し継続している間、火災共済事業を利用できます。

- ① 職域に10年以上勤務し、かつ退職時に継続して3年共済事業（火災共済又は生命共済）を利用していること。
- ② 長期生命共済の据置期間中の契約者及び長期生命共済の保障期間中の共済契約者

(2) 遺族組合員

火災共済事業を利用する現職及び退職組合員の配偶者は、当該組合員が死亡した場合、遺族組合員として遺族火災共済の効力発生日から継続して利用する限り生存している間、火災共済事業を利用できます。

ただし、遺族火災共済の保障対象は、遺族組合員本人が所有し生活のため現に居住する建物（1物件）及び現に居住する建物に収納される動産（1カ所）とし、それ以外の物件は対象となりません。

2 退職・遺族組合員への加入及び契約の申込み等

(1) 退職組合員への加入及び契約申込手続

退職組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 退職日の属する事業年度内は現職扱いとなります。退職時、生命共済のみご利用の方で退職日以降当該年度内の保障が必要な方は、退職日までに火災共済に加入する必要があります。

イ 退職時に提出する脱退届（現職組合員を終える手続き）において、退職組合員として「火災共済へ加入」の希望を意思表示します。（空欄の場合は「希望しない」の取扱いとなります。）退職後では加入できませんのでご注意ください。（長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除く。）この際、加入申込書類を脱退届とともに地域担当者へ提出することができます。（地域担当者は、加入申込書類を脱退届と同時に本部に送付できず加入申込書類を後で送付する場合は、その旨を本部に必ず通報する。）

ウ 加入時、出資金5,000円を必要としますが、現職時の出資金がそのまま引き継がれます。出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分を最初の口座振替による掛金払込時に納めていただきます。ただし、長期生命共済にも加入する場合は、長期生命共済掛金の払込みに併せて不足分を納めていただきます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送します（イ項で加入申込書類を提出した場合を除く。）ので、必要事項を記入・自署し、組合本部に返送していただきます。脱退届の希望の意思表示だけでは契約は成立しませんのでご注意ください。

オ 退職火災共済の効力は、退職翌年度の始期（7月1日）から発生し、契約が有効（契約の成立及び掛金の入金）となった時点で退職組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(2) 遺族組合員への加入及び契約申込手続（現職組合員が亡くなった場合） 遺族

組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 現職組合員の死亡日の翌日から遺族組合員として契約が有効になるまでの間は、亡くなった現職組合員の契約を引き継ぎます。

イ 死亡時に提出する脱退届において、遺族組合員として「火災共済を継続」の希望を意思表示します。それ以降に希望されても加入できませんのでご注意ください。

ウ 加入時、出資金5,000円を必要としますが、亡くなった現職組合員の出資金を引き継ぎます。出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分を最初の掛金払込時に納めていただきます。ただし、生命共済にも加入する場合は、最初の生命共済掛金の払込みに併せて不足分を納めていただきます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入し組合本部に返送していただきます。脱退届の希望の意思表示だけでは契約は成立しませんのでご注意ください。

オ 遺族火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約が増口の場合は増口分掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(3) 遺族組合員への加入及び契約申込手続（退職組合員が亡くなった場合）

ア 退職組合員の死亡日の翌日から遺族組合員として契約が有効になるまでの間は、亡くなった退職組合員

の契約を引き継ぎます。

イ 組合本部に退職組合員の死亡日の連絡の際、遺族組合員として「遺族組合員火災共済」希望の意思表示をします。

ウ 加入時の出資金5,000円は、亡くなられた退職組合員の出資金を引き継ぎます。

エ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入し組合本部に返送していただきます。

オ 遺族火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約が増口の場合は増口分掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の事業年度始期から生じ、その後、遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

(4) 長期生命据置期間及び共済保障期間中の退職組合員としての契約は、次の申込手続により行われます。

ア 退職火災共済の加入(新規・再加入)を希望される方は、組合本部に電話して意思表示をします。

イ 組合本部からご自宅に加入申込書類を郵送しますので、必要事項を記入・自署し、組合本部に返送していただきます。

ウ 退職火災共済の効力は、当該契約の申し込みを承諾した日又は当該契約の掛金が当組合口座に振り込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、退職組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

3 契約変更及び掛金払込み

(1) 次のような場合は契約変更の手続きが必要ですので、速やかに組合本部に届け出てください。契約者は組合本部から郵送される「変更届」により、いつでも契約内容を変更できます。増口の場合の掛金払込みは、「変更届」とともに送付される「掛金振込のご案内」に示す当組合口座への振込み(振込手数料は契約者様負担となります)により行います。

ア 氏名の変更

イ 建物の増改築又は買替え等による延床面積又は所在地等の変更

ウ 転居等による動産の所在地の変更

エ 契約合計口数の増減を伴う変更

※増口の場合の掛金払込みは、「変更届」とともに送付される「掛金振込のご案内」に示す当組合口座への振込みにより行います。建物の減口変更契約のうち新築、建替え等に伴い口数を減じなければならない場合は、前契約の効力終了月の翌月から年度末までの残余月数分の減口分掛金を返還します。

オ 建物の用途又は所有者の変更

営業用建物(店舗、貸家等)、別荘、解体、譲渡等により契約している物件の用途又は所有者が変わる場合は共済目的とすることができないため変更又は解約の手続きが必要となります。

カ 居住者の変更又は空家

契約している物件の居住者が契約者又は配偶者等(二親等までの直系親族)以外の者(兄弟姉妹、甥姪等)となる場合あるいは空家となる場合は、当該物件を共済目的とすることができないため変更又は解約の手続きが必要となります。

キ 火災共済掛金の振替口座の変更

(2) その効力は、変更届を承諾した日又は増口の場合の掛金払込日の翌日以降の希望する日から生じ、その後、退職又は遺族組合員証兼火災契約承諾書を郵送します。

4 契約の自動更新

契約の変更がない場合、従前と同じ契約内容(定款又は規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容)で更新されます。

翌年度分掛金の払込みは、毎年6月8日(休日の場合は翌営業日)にご指定の金融機関から口座振替により行います。この口座振替額については、毎年4月頃、組合本部から「火災共済掛金口座振替のご案内」によりお知らせいたします。

※掛金の口座振替は、掛金収納代行会社「三井住友カード株式会社(旧クオーク)」に委託しており、預金通帳の摘要欄には「ボウセイキョウ」、「SMCC」等と表示されます。

なお、更新の日において、契約している物件が規約第6条に定める共済目的の範囲外であるときは規約第26条の規定により無効となりますので、当該事実が生起している場合には遅滞なくその旨を組合に通知してください。

5 掛金未納による契約の失効

口座振替ができなかった場合、毎年8月8日(休日の場合は翌営業日)に2回目の口座振替を行います。これによっても掛金の払込みができなかったときは、組合本部との調整により掛金を当組合口座へ振り込んでいた

だきます(振込手数料は契約者様負担となります)。

なお、8月末までに掛金が未納の場合、契約は失効します。一度失効しますと、再契約ができませんのでご注意ください。(長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除きます。ただし、当該年度は再び契約できません。)

6 解約

契約者は、将来に向かっていつでも契約を解約することができます(これによる解約返戻金はありませんが、未経過分の共済掛金の返還があります。)。その際、組合本部に連絡し、組合本部から送られる「火災共済契約解約申請書」に所要事項を記入し、組合本部に郵送してください。なお、退職(長期生命共済据置期間中の者及び保障期間中の者を除きます。ただし、当該年度は再び契約できません。)又は遺族火災共済を解約した場合は、再び契約できませんのでご注意ください。

7 脱退

退職・遺族組合員で火災共済のみを利用している方は、火災共済を解約すると組合から脱退することになりますので、未経過分の共済掛金及び積み立てられた解約返戻金等が返還されます。

第2 割戻金の処置

1 剰余金の割戻し

- (1) 毎年度の決算において、火災共済事業に剰余金が生じた場合は、総代会の議決を経て当該剰余金から、法定準備金等を控除した残余を掛金額に応じて割戻します。※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。
- (2) 退職組合員及び遺族組合員の割戻金は、預り金として留保し、次回の掛金に振替えます。このため、口座振替により払い込む金額は、必要な掛金額から割戻金額を差し引いた額となります。

2 割戻金等のお知らせ

毎年11月頃、割戻金等の明細を「出資金等残高明細表及びご契約内容のお知らせ」により、全ての契約者にお知らせします。

第3 共済金請求手続

1 共済事故発生時の連絡及び共済金請求書等の授受

- (1) 火災等、風水害等又は地震等による損害が発生(共済事故の発生)したときは、遅滞なく速やかに組合本部に連絡してください。
- (2) 組合本部からお送りする共済金請求書類等に所要事項を記入するとともに、必要な書類を取り寄せ、書類が完備した時点で組合本部に郵送してください。
※共済金請求には被災状況の写真が必要です。ご連絡とともに復旧又は処分の前に必ず写真を撮影してください。この際、損害の状況がよくわかるよう(例:全体の写真と損害部位の写真に分ける)、また機器等の型式がわかる場合は、その型式が確認できるよう拡大して撮影してください。写真撮影未了で廃棄してしまった場合は、事故発生時の状況、損害発生の有無等を確認できないため共済金の支払ができない場合があります。

2 請求に際して提出する書類

共済金の請求に際しては、次の書類を用意し提出してください。

- (1) 共済金(火災・災害・地震)請求書(用紙は組合本部から送付します。特に、落雷事故の場合は罹災場所、罹災日時を正確に記入してください。審査の段階で実施する落雷発生調査の基点になります。落雷発生調査において落雷地点が罹災物件の近傍(2km以内)にあるか確認します。)
- (2) 罹災証明書(コピー可)等
市町村役場又は消防署等官公署の証明したものを取得していただきます。(落雷事故を除く。)
- (3) 罹災状況通知書(用紙は組合本部から送付)
共済事故の概要を簡潔に記述してください。
- (4) 修理等見積書
次により、業者等が作成する修理等見積書を取得していただきます。
損害見積は、原状復旧の修理、クリーニング等が基本です。修理等ができないときのみ再取得となります。修理、クリーニング等で処置できない場合はその理由の記入が必要です。ただし、落雷による共済事故の場合は、本部から送付される様式「落雷修理(修理不能)証明書」に業者(メーカーのサービスセンター)等が記入するものとし、業者(メーカーのサービスセンター)等の様式を利用する場合は「落雷による被害」である旨の記述、また、「修理できない場合はその理由」の記述が必要です。

ア 建物

工事・修理関係業者が作成した修理等見積書(コピー可)で、原状に復旧するための工事明細が記載され、社印が押印されている必要があります。(社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。)

イ 動産

損害を被った品目と修理額又は再取得価額を記入した「動産の損害状況及び見積書」(用紙は組合本部から受領)を作成するとともに、関係業者が作成した修理見積書又は同等品買換見積書(社印を押印)(コピー可)の添付が必要です。(社名、所在地、連絡先、電話番号が記載されている場合は社印を省略できます。)

ただし、衣類、食器類等で関係業者の見積書の取得が困難な場合は、類似品の一般的な市価を基準として「動産の損害状況及び見積書」に記入してください。

注: 次の費用は請求額に含まれます。

- ・ 修理見積等のための出張費及び見積書作成代
- ・ 消費税
- ・ 修理不能電化製品のリサイクル費用
- ・ 請求書添付用写真代
- ・ 損害防止(被害局限)のための諸経費(使用した消火器の費用等)

なお、次の費用は請求費用に含むことができません。

- ・ 罹災証明書(被災証明書、被害届証明書等)、住民票、気象観測証明書等の取得費用
- ・ 収入印紙代

(5) 被災した建物の写真及び損害を受けた動産の写真及び見取図

建物については外観写真及び損害箇所の写真、動産については全体写真及び銘板があるものはその拡大した写真を撮影してください。また、見取図には写真との関連がわかるよう、間取り、写真番号、撮影方向を示す矢印等を記入してください。落雷の場合は、損害を受けた電子機器の基盤等の鮮明な写真を、凍結による水道管等の破裂の場合は、破裂箇所の鮮明な写真を添付してください。なお、写真はカラーでお願いします(カラープリンターによる印刷も可能です)。

(6) 他保険等加入情報(用紙は組合本部から送付)

共済金支払額決定に際し、他の火災保険(他共済)の契約がある場合、関係保険会社等との間の調整のため加入情報が必要となります。

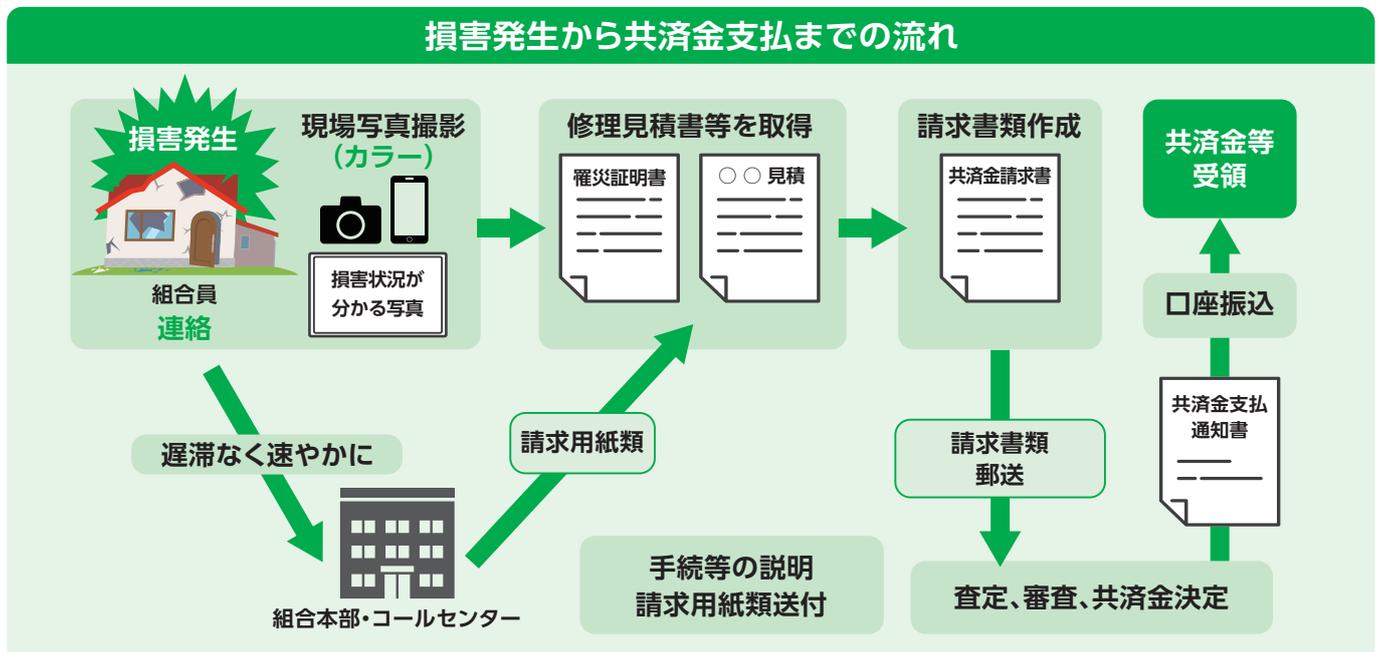
(7) 委任状

共済金請求に係る建物等が共済契約者以外(父母、妻など)の所有の場合、委任状の提出が必要となります。

(8) その他

組合本部との調整により、当該事故の発生等を証明するに足る具体的事実が明記された文書・図面等を用意していただく場合があります。また、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。

損害発生から共済金支払までの流れ



遺族組員 火災共済契約申込書の記入例

- 記入例を参考に黒ボールペン等で記入してください。預金口座振替依頼書の訂正印は、必ず金融機関届出印を使用してください。
- 3枚綴りの1及び2枚目を組合本部に送付し、3枚目(本人控)は保管してください。

受付番号	記入不要	審査	入力	検証	イメージ	
		記入不要				① 本部用

防衛省職員生活協同組合遺族組員火災共済契約申込書

防衛省職員生活協同組合理事長 殿

私は、防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約及び同事業細則を本契約の内容とすることを了承のうえ、本火災共済契約を申し込みます。なお、退職後火災共済のみの申込みの場合であって出資金が5,000円に満たない場合は、その不足分について初回掛金と合わせて下記金融機関預金口座からの口座振替により払い込むことを承知し、同意します。また、本共済契約申込みにあたって、本人控の裏面の「火災共済契約についての重要な事項中、「個人情報の取り扱い」の内容を承知し、同意します。

※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で抹消の上、訂正箇所付近に訂正署名(フルネーム)をご記入下さい。 ① 申込日 令和〇年2月1日

組合員証番号	③ 012345678	氏名	② 生協 華子 (自署)	生年月日	令和〇年 11月 22日
亡くなられた組合員の氏名	生協 太郎	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1		
死亡年月日	令和〇年〇月〇日	電話	03-5227-1610	携帯	090-1234-5678
他火災保険(共済)加入	有の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 建物A <input type="checkbox"/> 動産A <input type="checkbox"/> ④				

火災共済契約

⑤ 契約を希望する下記物件は、契約しようとしている者(遺族組員)が所有し、かつ、居住しています。(はい)
 ※所有し、かつ、居住していない物件は契約することができません。
 ◆契約を希望する下記物件は申込日において共済事故は発生していません。(はい) ※確認し口にレ点チェックをする。

⑥	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	構造	延床面積(m ²)	契約口数	共済掛金額(円)	物件の所在地(都道府県名省略、部屋番号まで詳細に記入)	効力発生日	令和 年 月 日					
	建物	1木造	28	11,200	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1							
	動産	①上記建物	12	4,800	〒 同 上							
	前口数	30	40	16,000	今回払込掛金(増口時のみ)	4,000円	※1 効力発生日が1月1日~6月30日の場合、掛金計算式は1口400円を1口200円とします。					
	合計				今回払込掛金合計	16,000円						

◆借家人賠償責任特約(共済契約者(配偶者は含まない。)の動産の契約に付帯し、特約のみの契約はできません。)
 ※希望する口にチェックする。(令和8年7月1日以降の契約から適用) ※2 効力発生日が1月1日~6月30日の場合(e/50万円)×50

契約動産	⑰ 上記動産	共済契約金額(万円)	⑲ 500 <input type="checkbox"/> 1,000 <input type="checkbox"/> 1,500 <input type="checkbox"/> 2,000 <input type="checkbox"/>	今回払込掛金	⑳ 0円	今回払込掛金合計	㉑ 4,000円	振替共済掛金合計	㉒ 16,000円
------	--------	------------	---	--------	------	----------	----------	----------	-----------

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ((取) (加))

指定金融機関 御中

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、裏面記載の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

口座名義人(預金者のお名前)	名義人区分 ①契約者本人 2その他	フリガナ	セイヨウ ハナコ	届出印	届出印
	①契約者本人 2その他	名義人氏名	生協 華子	(生協) 印	(生協) 捺印

(ゆうちょ銀行の場合は捺印不要)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	新宿	市谷	支店	預金目	口座番号(右づめで記入)
	銀行番号	店番号	出張所	普通	口座番号

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	166	30	1 0 の	
	払込先口座番号: 01770-2-13101		払込先加入者名: ○○○○	

ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納代行会社名: ○○○○	収納依頼者名: 防衛省職員生活協同組合(8201-8403)
料金等の種類: 共済掛金	振替日・払込日: 8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

○○○○の発送日	金融機関確認欄	※ 金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)窓口で口座振替依頼書の記入内容及び印鑑に間違いのないことの確認印を得て、1枚目(本部用)及び2枚目(金融機関用)を本部に送ってください。その際、2枚目を金融機関に渡された場合は金融機関の受領印を得て1枚目のみを送ってください。
月 日	受領印 確認印	
記入不要	⑳ ㉑	

申請者が自署されたことを確認しました。令和 年 月 日 ㉒

退職組合員・遺族組合員 火災共済契約申込書の記入要領

No	項目名	記入要領
1	申込日	防衛省生協本部に郵送するときの投函日を記入
2	氏名等	氏名(自署)、生年月日、連絡先住所、電話番号及び携帯番号を記入
3	退職日・ 組合員証番号	退職日及び組合員証番号を記入
4	他火災保険(共済)	他の火災保険(共済)に加入している場合は該当する物件に☑を入れる。(※)
5	居住等の確認	契約物件の所有状況及び居住状況を確認し、「はい」に☑をする。(遺族組合員のみ)
6	共済事故確認	共済事故が発生していないことを確認し「はい」に☑をする。
7	所有者の同意	共済契約者以外の配偶者等が所有している場合、同意を確認し「はい」に☑ (退職組合員のみ)
8	効力発生日	投函日の翌日以降又は掛金払込日の翌日以降の希望する日
9	構造	建物の構造として、該当する数字を選択し○印を記入
10	延床面積	建物の延床面積(2階建の場合、1階と2階の床面積の合計)を記入
11	契約口数	建物については、別表「契約限度口数早見表」(35頁)を参考に口数を記入。 動産については、9頁の表「動産契約の目安」を参考に口数を記入
12	共済掛金額	口数×400円を記入
13	物件の所在地	契約物件(建物、動産)所在地の郵便番号及び住所を必ず記入
14	居住者続柄 所有区分	本人、配偶者、二親等までの直系親族(義理の父母及び祖父母を含む。)の居住されている 方の代表者の続柄を記入、建物の所有区分について、該当する数字を選択し○印を記入 (退職組合員のみ)
15	収納区分	動産の収納先について、該当する数字を選択し○印を記入
16	前口数	死亡された現職組合員が契約していた合計口数を記入(現職の遺族組合員のみ)
17	合計	建物と動産の口数の合計及び共済掛金額の合計を記入
18	初回掛金	前口数から増口の場合に振り込んでいただく掛金額を記入(現職の遺族組合員のみ)(増 口数×400円、ただし効力発生日が1月1日以降は×200円)
19	今回払込 掛金合計	「18 初回掛金」と「23 今回払込掛金」の合計金額を記入する。(現職の遺族組合員のみ)
20	合計共済掛金額 振替共済掛金額	次年度からの振替共済掛金として「17 合計」と「23 今回払込掛金」の合計額を記入する。

※ 同一の物件に異なる複数の火災保険又は火災共済を契約すること(重複契約という。)は可能ですが、全ての共済金額(保険金額)の合計額が
てん補すべき損害額を超える場合、支払われる共済金等の合計額は損害額となるように調整されます。損害額以上の保障が得られるわけでは
ありませんので、契約の際は適切な契約金額となるようご注意ください。

借家人賠償責任特約の記入要領

No	項目名	記入要領
21	契約動産	付帯する動産に☑を入れる。
22	共済契約金額	500、1,000、1,500、2,000 万円から選択して☑を入れる。
23	今回払込掛金	〔㉔ 共済契約金額〕で選択した金額を 50 万円で割りそれに 100 円(効力発生日が 1 月 1 日～ 6 月 30 日の場合は 50 円)をかけて算出する。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入要領

No	項目名	記入要領
24	名義人区分	金融機関の口座名義人として該当する数字を選択し○印を記入
25	名義人氏名	口座登録のとおり楷書で正確に記入
26	届出印(※)	金融機関への届出印を3枚目まで押印(ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要)
27	金融機関・口座番号等	銀行等又はゆうちょ銀行のいずれか一方を選択、通帳を確認のうえ正確に記入(口座番号又は通帳番号は右詰め)
28	金融機関・受領印	契約申込書2枚目を金融機関に提出した場合は、金融機関の受領印を押印(提出していない場合は押印不要)
29	金融機関・確認印	金融機関窓口で記載内容及び登録印の確認を受け、金融機関の確認印を押印(ゆうちょ銀行の場合、窓口で確認できないため確認印は不要)

※ ネット銀行の場合、自動引き落とし申込後に当該銀行のメール又はホームページでの登録確認があります。認証しない場合はエラーとなり口座登録できません(=引き落としできない)のでご注意ください。また、ネット銀行の場合、印鑑がないものもあります。その場合は押印不要です。

申込用紙記入後の処置要領

項目名	記入要領
1枚目 (本部用)	必要事項を記入後、2枚目とともに組合本部に送付
2枚目 (金融機関用)	金融機関への届出印を押印(ゆうちょ銀行の場合、捨印は不要)し、1枚目とともに組合本部に送付。2枚目を金融機関に提出した場合は、1枚目に金融機関の受領印(㉔)を必ず受け、1枚目のみを組合本部に送付
3枚目 (本人控)	お客様控となります。お手元に保管してください。

第4章 借家人賠償責任特約

第1 特約制度の概要

1 借家人賠償責任特約とは

借主は、借りている部屋(借戸室)を「原状回復」して貸主に返還する義務があります。火災を起こしてしまった場合、債務不履行に基づく損害賠償責任が発生しますが、これを自己負担で行うのは非常に困難です。こうした借戸室の原状回復に関する損害賠償責任を保障するのが、借家人賠償責任特約です。

2 保障内容(規約第3条第2項)

共済期間中において、契約者の責に帰すべき火災等(不慮の人為的災害及び落雷を除く。)に起因して、当該契約者が借用し居住している建物又は戸室(以下「借戸室」という。)を焼失又は損壊した場合で、当該借戸室についてその貸主(転貸人を含む。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を事故とし、当該事故が発生した場合に組合が共済金を支払うことを約する事業です。

第2 契約関連手続

1 契約要件

借戸室に収容された動産に係る共済契約に付帯され、かつ、次のすべてに該当する場合に限り締結できます。

- (1) 借戸室に契約者の共済目的である動産を収容していること。
- (2) 借戸室が契約者の所有するものでないこと。
- (3) 「契約者とその借戸室の貸主との間で、借戸室の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること」又は「国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)、国家公務員宿舍法施行令(昭和33年政令第341号)及び国家公務員宿舍法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)等に基づき、共済契約者に貸与された国家公務員宿舍(特別借受宿舍及び一般借受宿舍を含む。)」

なお、借家人賠償責任特約は、借戸室に収容された動産に係る共済契約に含めて1契約となります。また、申込書の物件所在地は住所を記載します。(住民票のあるところ及び単身赴任先として申し込むことはできません。)

2 借家人賠償責任特約共済契約金額及び共済掛金

共済契約金額の最高限度は2,000万円、最低限度は500万円となります。

2,000万円、1,500万円、1,000万円及び500万円の4区分から選択していただきます。掛金は下表のとおりです。

共済契約金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
掛金(*)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

*1月~6月の間に効力が生じる共済掛金は半額になります。

借家人賠償責任特約の契約口数の目安

共済契約金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
間取り	ワンルーム	1LDK~2K	2LDK	3LDK~
家族構成	独り住まい	2人家族	3人家族	4人家族以上

※ 共済掛金は年払いとし、借家人賠償責任共済契約金額50万円当たりの共済掛金は年額100円(1月1日~6月30日までの間に効力が発生する共済契約については50万円当たり50円)となります。借戸室に収容される動産に係る掛金の払込みに併せて行っていただきます。

※ 解約、解除及び消滅の場合は、当該事実発生の日から当該事業年度末(6月)までの残余月数に相当する掛金を次式により返還します。この場合、当該年度の割戻金はありません。

返還額=(掛金÷12(*))×残余月数 *小数点以下切り捨て

3 共済期間

共済期間は、効力発生日から最初の6月30日(午後12時)までです。以後は7月1日を契約日として1年単位で自動更新となります。

賃貸期間が終了した時点で共済期間は終了します。(共済年度の途中で賃貸期間が終了した場合は解約の手続が必要となります。)

4 借家人賠償責任共済金の範囲(規約第46条、細則第15条)

借家人賠償責任共済金の範囲は、次に掲げるものとし、その額は1回の共済事故につき、借家人賠償責任共済契約金額を限度とします。

- (1) 契約者が借戸室についてその貸主に支払うべき損害賠償金(時価)(判決により支払を命ぜられた訴訟費用、判決日までの遅延損害金を含む。損害賠償金を支払うことにより契約者が代位取得するものがある場合は、その金額を差し引いた額とする。)
- (2) 契約者が損害の発生又は拡大の防止のために要した費用のうち組合が必要又は有益であったと認められるもの及び損害額の算出に要した費用
- (3) 損害賠償責任の解決について、共済契約者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、契約者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

5 借家人賠償責任共済金を支払わない場合(規約第48条)

組合は、次のいずれかに該当する場合には、借家人賠償責任共済金を支払いません。

- (1) 契約者又はその者の法定代理人の故意による事故
- (2) 契約者の心神喪失又は指図による事故
- (3) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、暴動その他の変乱により生じた事故
- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質(使用済核燃料を含む。)又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた事故
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、風水害等又は地震等により生じた事故
- (6) 借戸室の改築、増築又は取り壊し等の工事による事故
- (7) 借戸室を返却した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任による賠償
- (8) 契約者と借戸室の貸主との間の特別な損害賠償約定により加重された損害賠償責任による賠償

6 借家人賠償責任特約共済金の請求権(規約第49条)

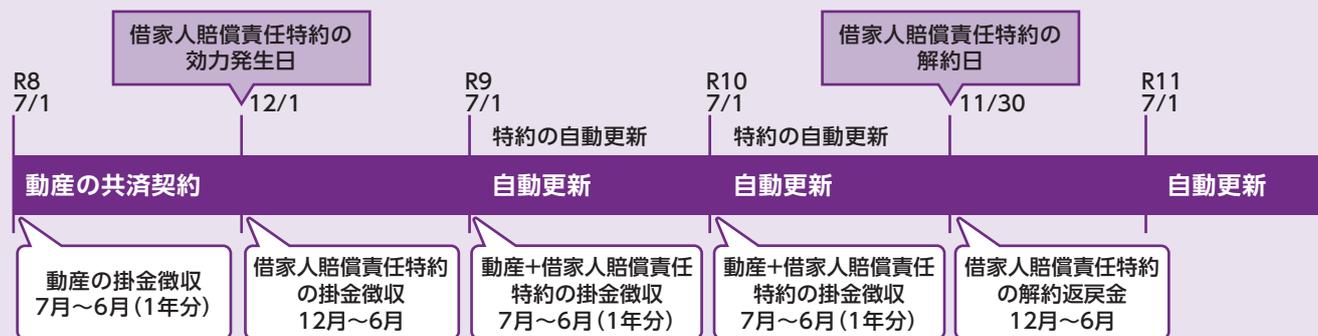
契約者が借戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と当該貸主との間で、判決が確定したとき又は裁判上の和解若しくは調停若しくは書面による合意が成立したときから発生し、これを行行使することができます。

7 借家人賠償責任特約の先取特権(規約第50条)

- (1) 契約者に対して借戸室に係る損害賠償を請求できる貸主(以下「損害賠償請求貸主」という。)は、借家人賠償責任共済金を請求する権利について先取特権を有しています。
- (2) 契約者は、(1)の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は損害賠償請求貸主の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行行使できます。
- (3) 借家人賠償責任特約に基づき借家人賠償責任共済金を請求できる権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることは次の場合を除きできません。
 - ・ 損害賠償請求貸主に譲り渡し又は当該損害賠償請求する権利に関して差し押さえる場合
 - ・ 契約者が規約第49条により借家人賠償責任共済金の請求する権利を行行使することができる場合

8 借家人賠償責任特約の消滅(規約第51条)

- (1) 借家人賠償責任特約は、借家人賠償責任共済金の額が、1回の賠償責任につき、借家人賠償責任共済契約金額の100%に相当する額となったときは、当該借家人賠償責任共済金の支払の原因となった損害が発生したときに消滅します。この場合、当該借家人賠償責任特約に係る共済掛金は返還しません。
- (2) (1)に規定する損害賠償責任に至らない損害賠償責任に対して借家人賠償責任共済金を支払った場合においても、借家人賠償責任特約は継続し、当該借家人賠償責任共済契約金額は減額しません。
- (3) 借家人賠償責任特約は、借戸室に収容された動産に係る共済契約を取消し、解除、解約、消滅したとき又は賃貸借等契約が終了したときは、その日をもって特約事業は消滅します。この場合、当該共済契約の未經過期間(1か月に満たない端数日を切り捨てた月数)に相当する共済掛金を契約者に返還します。返還額は、共済掛け金額を12で除した金額(1円未満は切り捨てる。)に返還すべき月数を乗じた金額となります。



第3 割戻金の処置

1 剰余金の割戻し

毎年度の決算において、火災共済事業に剰余金が生じた場合は、総代会の議決を経て当該剰余金から、法定準備金等を控除した残余を掛金額に応じて割戻します。※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。

2 割戻金等のお知らせ

毎年11月頃、割戻金等の明細を「出資金等残高明細表及びご契約内容のお知らせ」により、全ての契約者にお知らせします。

第4 借家人賠償責任特約の請求要領

1 請求時の留意事項

(1) 損害額の範囲

借家人賠償責任特約は、借主(契約者)の貸主に対しての法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対する保障なので、契約者が所有する建物の火災等による損害に対する保障とは異なり、損害額には、借戸室についての直接の損害に係る賠償責任額の他に、この損害賠償額を決定するために要した訴訟費用や弁護士報酬、その他裁判で認められた損害も含まれることがあります。

(2) 損害額の算定

借戸室の損害額は、時価額(借戸室と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいう。)のため、再取得価額(新価)によって保障されるものではありません。

具体的には、経年による減価を控除した額で損害額を査定することとなり、例えば、数10年使用した借家のシステムキッチンを損傷させてしまった場合、その損害額は、経年減価を控除した額で査定します。

損害認定には高度な専門的知識が必要となることから、防生協においては、損害額の算定について、必要に応じ損害鑑定人を利用して行うこととします。

(3) 貸主等の当事者との交渉

防生協職員が、借主(契約者)に代わって貸主と損害賠償金額の交渉を行うことは、弁護士法により禁じられている(非弁行為)ため、防生協職員は、貸主と借主の損害賠償金額の合意について、貸主と直接交渉等を行いません。

具体的には、算定した損害賠償金の額を借主に提示するにとどめ、その後の合意に至るまでの貸主との交渉は、借主に行ってもらうこととなります。

(4) 共済金の受取人

契約者の指図により、直接、貸主に共済金を支払うか、又は賠償済の金額若しくは貸主の承諾を得た上で、貸主の承諾があった金額の範囲においてのみ、契約者に共済金を支払うこととなります。

(5) 火災共済金(動産)の請求

借戸室で火災等が生じた場合、借戸室の損害の他に、その借戸室に収容されている動産に損害が生じたときは、借戸室に係る借家人賠償責任共済金の請求と、動産に係る火災共済金の請求の2つが発生しますが、この2つの請求は、それぞれの手続きが必要となります。

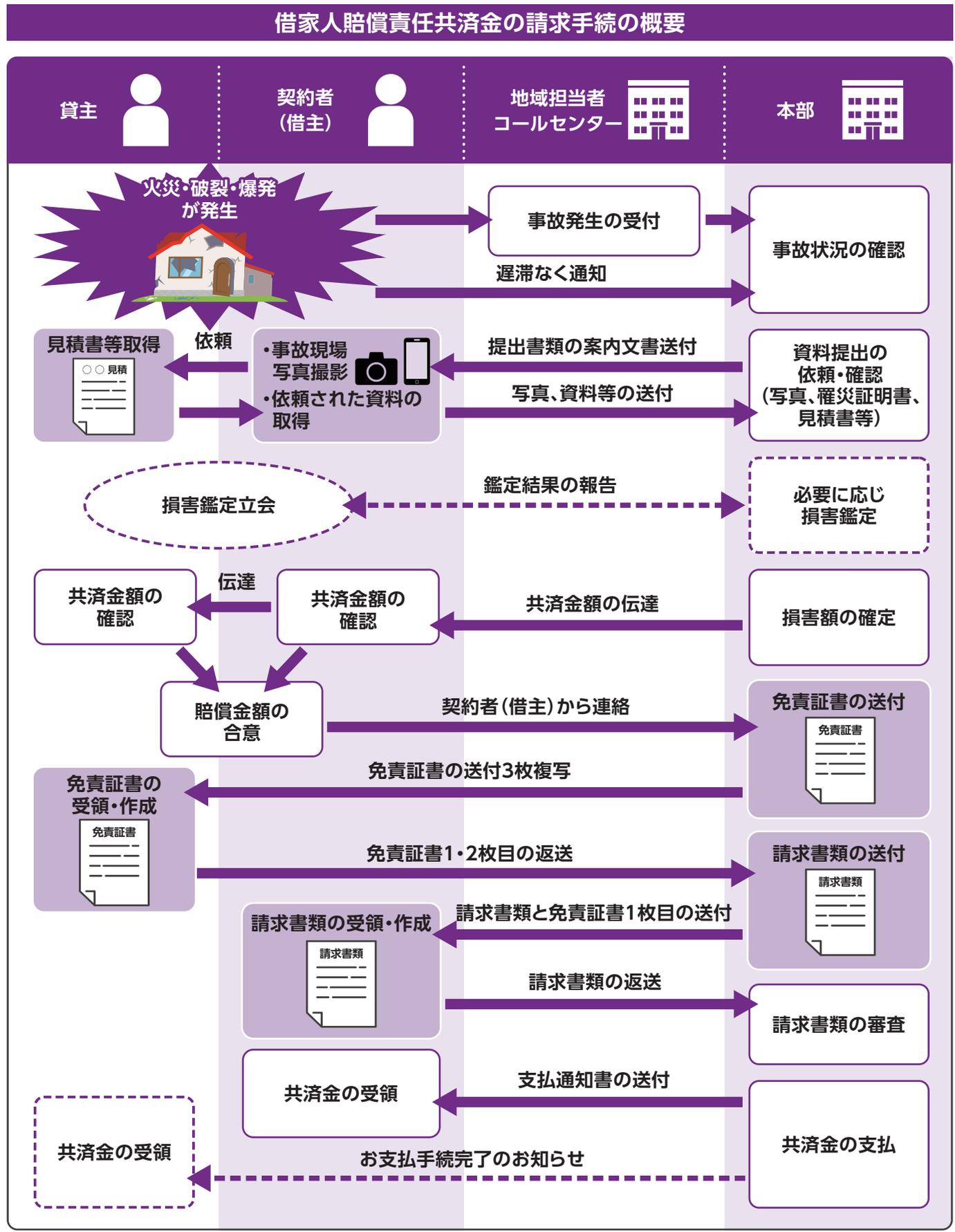
(6) 貸主が契約している火災保険との関係

借家は貸主が独自に火災保険に加入していることが一般的ですが、貸主の加入している火災保険と借家人賠償責任特約を重複保険として扱うわけではありません。(按分対象ではありません。)借家人賠償責任共済金だけでは、時価保障のため元の状態に戻せない場合があることから、貸主の加入している保険の内容にもよ

りますが、再取得価額(新価)と借家人賠償責任共済金(時価)の差額を貸主の火災保険金でカバーするケースもあります。そのため、借家人賠償責任特約と火災保険の保障範囲や損害額が確定した後に、貸主が、借主の損害賠償責任の額について合意するケースもあります。

2 請求手続の流れ

借家人賠償責任共済金の請求手続は、貸主との間で賠償金額の合意が必須となるため、火災、災害、地震損害の共済金の請求と相違があります。以下に請求手続の流れの概要を示します。



(1) 事故発生時の組合への通知

火災、破裂及び爆発により借戸室に損害が発生した場合、契約者は遅滞なく速やかに地域担当者、コールセンター又は組合本部に発生状況等を通知します。また、通知とともに復旧又は処分の前に損害の状況がわかるように(必要に応じて拡大して)写真を撮影します。

(2) 当面必要となる資料の提出

ア 組合本部は通知を受けたならば、発生状況等の細部を確認し、当面必要となる資料提出を契約者に依頼します。当面必要となる資料は以下の通りです。

- ① 写真(表札、建物全景、損害箇所)
 - ② 見取図
 - ③ 罹災状況通知書
 - ④ 罹災証明書(消防署で発行)*
 - ⑤ 賃貸借契約書の写し
 - ⑥ マンション管理規約の写し
 - ⑦ 損害復旧見積書*
- ※ コピー可

イ 依頼を受けた契約者は必要に応じ貸主に依頼して資料を取得し組合本部に送付します。

(3) 賠償金額の合意

ア 組合本部は資料の提出を受けたならば損害額を査定し、契約者が貸主と賠償金額の合意をするための損害額を確定し、契約者に伝達します。この際、必要に応じ損害鑑定を行います。

イ 損害額の伝達を受けた契約者は、伝達を受けた損害額を提示し貸主との間で賠償金額について合意をします。合意ができたならば、組合本部に連絡します。なお、提示した損害額で貸主が納得しない場合は、その旨を組合本部に連絡し、弁護士を通じた示談交渉に移行します。

(4) 損害賠償に関する承諾書(免責証書)の作成

ア 組合本部は、契約者から賠償金額の合意の連絡を受けたならば、免責証書(3枚複写)を貸主に送付します。

イ 免責証書を受領した貸主は、免責証書を作成し組合本部に1枚目及び2枚目を送付します。(3枚目は貸主が保管)

(5) 請求書類の作成

ア 組合本部は、貸主から免責証書を受領したならば、免責証書(1枚目)及び借家人賠償責任共済金請求書を契約者に送付します。

イ 借家人賠償責任共済金請求書を受領した契約者は、必要事項を記入し組合本部に送付します。

3 請求手続に必要な書類

		書類名称	書類の内容等
通常提出を 求める書類	写真	表札	保障対象の建物であることを確認するため必要。表札がない場合は氏名の入った郵便受け等、賃貸借物件に居住していることが確認できるもの
		建物の全景	
		損害箇所(修繕前のもの)	損害状況を確認するため必要。損害を受けた財物の全体を撮影した写真及び損害を受けた部分が確認できる写真
		罹災状況通知書	罹災状況を簡潔に記入したもの
		罹災証明書 ^(※)	消防署が発行する証明書類
		見取図	損害場所をわかりやすく記入したもの
		賃貸借契約書の写し	契約者と貸主の間に賃貸借契約が締結されていることを確認するための書類
		マンション管理規約の写し	損害賠償金の適正範囲等を確認するための書類
		損害復旧見積書 ^(※)	合計金額だけでなく、修理内容、数量、単価等詳細が確認できるもの
	損害賠償に関する承諾書(免責証書)	損害賠償の条件について、貸主の同意を確認するための書類	
	借家人賠償責任共済金請求書	定型のもの	
修繕完了後の 請求の場合		領収書	修理内容、数量、単価等詳細が確認できるものを併せて添付
		修繕後の写真	損害箇所に印をつける
必要に応じ提出を 求める書類		他保険証券、他共済証書の写し	契約期間、契約内容のわかるもの
		他保険、他共済の送金通知書の写し	支払われた金額がわかるもの
		住民票 (マイナンバーの記載がないもの)	居住状況を確認するため
		その他、組合が必要とする資料	

※ コピー可

契約限度口数早見表

別表

表の見方:例えば、延面積が100.0㎡の建物の場合の契約限度口数は、木造の場合は30口、耐火造の場合は36口となります。

限度口数	延面積(㎡)		限度口数	延面積(㎡)	
	木造	耐火造		木造	耐火造
5	16.5~19.7	13.8~16.4	43	141.9~145.1	118.3~121.0
6	19.8~23.0	16.5~19.2	44	145.2~148.4	121.1~123.7
7	23.1~26.3	19.3~22.0	45	148.5~151.7	123.8~126.5
8	26.4~29.6	22.1~24.7	46	151.8~155.0	126.6~129.2
9	29.7~32.9	24.8~27.5	47	155.1~158.3	129.3~131.9
10	33.0~36.2	27.6~30.2	48	158.4~161.6	132.0~134.7
11	36.3~39.5	30.3~32.9	49	161.7~164.9	134.8~137.5
12	39.6~42.8	33.0~35.7	50	165.0~168.2	137.6~140.2
13	42.9~46.1	35.8~38.5	51	168.3~171.5	140.3~143.0
14	46.2~49.4	38.6~41.2	52	171.6~174.8	143.1~145.7
15	49.5~52.7	41.3~44.0	53	174.9~178.1	145.8~148.4
16	52.8~56.0	44.1~46.7	54	178.2~181.4	148.5~151.2
17	56.1~59.3	46.8~49.4	55	181.5~184.7	151.3~154.0
18	59.4~62.6	49.5~52.2	56	184.8~188.0	154.1~156.7
19	62.7~65.9	52.3~55.0	57	188.1~191.3	156.8~159.5
20	66.0~69.2	55.1~57.7	58	191.4~194.6	159.6~162.2
21	69.3~72.5	57.8~60.5	59	194.7~197.9	162.3~164.9
22	72.6~75.8	60.6~63.2	60	198.0~201.2	165.0~167.7
23	75.9~79.1	63.3~65.9	61	201.3~204.5	167.8~170.5
24	79.2~82.4	66.0~68.7	62	204.6~207.8	170.6~173.2
25	82.5~85.7	68.8~71.5	63	207.9~211.1	173.3~176.0
26	85.8~89.0	71.6~74.2	64	211.2~214.4	176.1~178.7
27	89.1~92.3	74.3~77.0	65	214.5~217.7	178.8~181.4
28	92.4~95.6	77.1~79.7	66	217.8~221.0	181.5~184.2
29	95.7~98.9	79.8~82.4	67	221.1~224.3	184.3~187.0
30	99.0~102.2	82.5~85.2	68	224.4~227.6	187.1~189.7
31	102.3~105.5	85.3~88.0	69	227.7~230.9	189.8~192.5
32	105.6~108.8	88.1~90.7	70	231.0~234.2	192.6~195.2
33	108.9~112.1	90.8~93.5	71	234.3~237.5	195.3~197.9
34	112.2~115.4	93.6~96.2	72	237.6~240.8	198.0~200.7
35	115.5~118.7	96.3~98.9	73	240.9~244.1	200.8~203.5
36	118.8~122.0	99.0~101.7	74	244.2~247.4	203.6~206.2
37	122.1~125.3	101.8~104.5	75	247.5~250.7	206.3~209.0
38	125.4~128.6	104.6~107.2	76	250.8~254.0	209.1~211.7
39	128.7~131.9	107.3~110.0	77	254.1~257.3	211.8~214.4
40	132.0~135.2	110.1~112.7	78	257.4~260.6	214.5~217.2
41	135.3~138.5	112.8~115.4	79	260.7~263.9	217.3~220.0
42	138.6~141.8	115.5~118.2	80	264.0以上	220.1以上

◇ 契約限度口数

- ① 木造:建物の延面積(㎡)÷3.3(㎡) (小数点以下切捨て)
- ② 耐火造:建物の延面積(㎡)÷3.3(㎡)×1.2 (小数点以下切捨て)

◇ 構造区分

[第3 契約] (6頁)の「1(4)ア 耐火造」及び「1(4)イ 木造」を参照

防衛省職員生活協同組合

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1 クイーポビル6階

コールセンター

 **0120-079-931**

防生協ホームページ

防生協 | 



www.boseikyo.jp



UD FONT

